

# 第 1 回世羅町議会定例会会議録

令和 3 年 3 月 4 日

第 3 日目

世 羅 町 議 会

## 1. 議事日程

令和3年 第1回世羅町議会定例会 (第3号)

令和3年3月4日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- |                      |                                    |
|----------------------|------------------------------------|
| 第 1 承認第 1 号          | 専決処分の承認を求めることについて                  |
| 第 2 議案第 1 号          | 令和2年度世羅町一般会計補正予算 (第11号)            |
| 第 3 議案第 2 号<br>(第4号) | 令和2年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算<br>(第4号)  |
| 第 4 議案第 3 号<br>(第3号) | 令和2年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算<br>(第3号) |
| 第 5 議案第 4 号<br>(第3号) | 令和2年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)       |
| 第 6 議案第 5 号<br>(第2号) | 令和2年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算<br>(第2号)  |
| 第 7 議案第 6 号          | 令和2年度世羅町上水道事業会計補正予算 (第4号)          |
| 第 8 議案第 7 号<br>(第3号) | 令和2年度世羅町公共下水道事業会計補正予算 (第3号)        |
| 第 9 議案第 8 号          | 工事請負契約の締結について                      |
| 第 10 議案第 9 号         | 物品購入契約の変更について                      |
| 第 11 議案第 10 号        | 財産の取得について                          |
| 第 12 議案第 11 号        | 財産の取得について                          |
| 第 13 議案第 12 号        | 財産の無償譲渡について                        |
| 第 14 議案第 13 号        | 町道路線の認定について                        |
| 第 15 議案第 14 号        | 町道路線の変更について                        |
| 第 16                 | 令和3年度施政方針と予算の概要について                |
| 第 17 議案第 15 号        | 辺地に係る総合整備計画の変更について                 |
| 第 18 議案第 16 号        | 道の駅世羅の指定管理者の選定について                 |
| 第 19 議案第 17 号        | せら香遊ランドの指定管理者の選定について               |
| 第 20 議案第 18 号        | 世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の          |

## 公費負担に関する条例

- 第 21 議案第 19 号 世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 22 議案第 20 号 世羅町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 23 議案第 21 号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例
- 第 24 議案第 22 号 世羅町火葬場設置及び管理運営等に関する条例
- 第 25 議案第 23 号 世羅町学校資料館設置条例を廃止する条例
- 第 26 議案第 24 号 世羅町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第 27 議案第 25 号 世羅町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第 28 議案第 26 号 世羅町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 29 議案第 27 号 世羅町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 第 30 議案第 28 号 世羅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 31 議案第 29 号 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 32 議案第 30 号 世羅町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 33 議案第 31 号 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 34 議案第 32 号 世羅町建設事業分担金の徴収について
- 第 35 議案第 33 号 令和 3 年度世羅町一般会計予算
- 第 36 議案第 34 号 令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 37 議案第 35 号 令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算

- 第 38 議案第 36 号 令和 3 年度世羅町介護保険事業特別会計予算
- 第 39 議案第 37 号 令和 3 年度世羅町介護サービス事業特別会計予算
- 第 40 議案第 38 号 令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 41 議案第 39 号 令和 3 年度世羅町上水道事業会計予算
- 第 42 議案第 40 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計予算

1. 議事日程

令和3年 第1回世羅町議会定例会 (第3号の1)

令和3年3月4日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

追加日程第1

会議録署名議員の追加指名

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
7番 藤井照憲	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田陸浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 追加会議録署名議員

2番 上羽場幸男

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長 奥田正和	副町長 金廣隆徳
会計課長 藤井博美	総務課長 広山幸治
財政課長 矢崎克生	企画課長 道添毅
税務課長 石ヶ坪洋史	町民課長 山口徹
児童保育係長 波田康範	子育て支援係長 渡辺明美
健康保険課長 宮崎満香	福祉課長 飯塚紀子
産業振興課長 大原幸浩	商工観光課長 前川弘樹
建設課長 福本宏道	上下水道課長 升行真路
せらにし支所長 山崎誠	教育長 松浦ゆう子
学校教育課長 脇田啓治	社会教育課長 釣井勇壮

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範	書記 追林威宏
嘱託書記 貞光有子	

【3月4日 議案審議 3日目】

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案1ページをお開きください。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求める。令和3年3月4日提出 世羅町長 奥田正和

専決処分第2号の専決処分書でございます。

令和2年度世羅町一般会計補正予算（第10号）を専決処分したものでございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和3年2月22日 世羅町長 奥田正和

次ページをご覧ください。専決処分の内容でございます。

令和2年度世羅町一般会計の総額に歳入歳出それぞれ1,978千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,495,441千円とした。

歳入は国庫支出金1,903千円、県支出金75千円を増額した。

歳出は、総務費1,978千円を増額した。

令和元年7月21日執行の第25回参議院議員通常選挙広島県選出議員選挙における当選人について、公職選挙法違反による有罪が令和3年2月5日確定したことにより、1人が当選無効となったため、公職選挙法第109条に基づく参議院広島県選出議員再選挙が令和3年4月25日執行予定となり、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分することとしたものでございます。2 専決処分年月日 令和3年2月22

日でございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

日程第2 議案第1号 令和2年度 世羅町一般会計 補正予算(第11号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案4ページをお開きください。

議案第1号 令和2年度世羅町一般会計補正予算(第11号)

令和2年度世羅町一般会計補正予算(第11号)を別紙のとおり提出する。

令和3年3月4日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ199,001千円を減額し、歳入歳出それぞれ15,296,440千円とするものでございます。

歳入は町税14,897千円、株式等譲渡所得割交付金2,943千円、ゴルフ場利用税交付金344千円、国庫支出金286,494千円、県支出金396,701千円、財産収入10,800千円、寄付金17,000千円を増額し、利子割交付金119千円、配当

割交付金 373 千円、法人事業税交付金 58 千円、地方消費税交付金 16,505 千円、環境性能割交付金 5,214 千円、分担金及び負担金 10,725 千円、使用料及び手数料 2,884 千円、繰入金 243,315 千円、諸収入 1,977 千円、町債 647,010 千円を減額するものでございます。

歳出は、民生費 3,718 千円、商工費 6,380 千円、土木費 4,694 千円を増額し、議会費 4,691 千円、総務費 21,224 千円、衛生費 44,576 千円、農林水産業費 100,557 千円、消防費 12,072 千円、教育費 30,209 千円、予備費 464 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 86 ページ 1 款 土木費の住宅管理費のなかの委託料、住宅用火災警報器設置業務 235 万 2000 円とありますが、これ当初予算でも同額の金額が挙がっております。全額減額になった理由なんです、これ改めて事業の内容と全額減額になった理由について詳しく説明をお願いします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それではお答えいたします。住宅管理費に委託料、住宅用火災警報器設置業務でございますが、事業内容としましては、法律に基づきまして各住宅への警報器の設置が義務付けられてきたところです。これに基づきまして世羅町におきましても管理する町営住宅におきまして火災警報器を設置してきたところでございます。減額の理由でございますが、主に町内業者を指名して、入札を行ったところ入札が不調となりまして、今年度業務は執行できなくなったものでございまして、今年度におきまして町内業者等から聞きとりを行いまして来年度において再度入札を行い執行をするものでございます。

○議長（米重典子） 他に質疑はありませんか。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 2点質問いたします。1点目は歳入であります。59ページ国民年金費、これ財源更生で国庫支出金が減額され、一般財源が増額されておりますが、この理由はどういうところにあるのか。

それと77ページ地域農政推進費の関係で、中山間地域直接支払制度、そしてまた多面的機能支払交付金、これが減額になった要因はその協定を結んだ地域が少なくなったのか、それともどういう理由で減額になったのか、説明をお願いします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） それでは78ページの中山間地域等直接支払交付金並びに多面的機能でございますが、まず中山間地域直接支払交付金につきましては、今年度から第5期が始まります。これからの5年間において。新しく5期が始まることによって、4期まで取り組んでおられた127協定があったんですが、その協定数が117に減じたものでございます。これによって減額しております。

次に多面的機能支払交付金でございますが、こちらにつきましては、当初117組織でございましたが、こちらもその組織が広域化したことによって、合併と言いますか、2つが1つになったりということで、協定数が減って減じたものでございます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 59ページにございました国民年金費の国庫支出金105万1000円の減。それから一般財源105万1000円の増の関連でございます。こちらにつきましては、当初予算で想定しておりました国民年金事務費の交付金が392万5000円と想定しておりましたが、申請等事務の手続きを行った結果、287万4000円となる見込みとなりました。その差額105万1000円を減額し、その空いた部分を一般財源で補てんするというものでございます。

○議長（米重典子） 他に質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 私のほうから先に3点お伺いいたします。

まず一つ目が47ページ総務費の自治センター費のところ、ちょっと今朝ほど少しお伺いさせてもらいまして設計監理業務は入札残って言いますか、監理の残が150万出たということで伺ったんですが、その下の指定管理業務これは運営でなくして、監理のほうで650万円の減額が出ているのがひとつと、続きまして、70ページ清掃費のところでございます。ふれあい収集業務、確かこれは令和2年度の新年度の新規メニューで華々しくごみの関係のステーションも設置し、いろいろな不備があることもあるのでということで、困った方の収集でということで、議員からの提案もあり、たぶん町長の新規メニューだったと思いますけれどもまるまる50万5000円減額になっております。非常に心配なんでこの点。

もう1点、ちょっとページ数が進みましてこれも心配なところで、104ページ給食センターの運営費、これも毎回お伺いさせていただいておりますけども、41万6000円。つぎはぎを補いながら教育長答弁ではいっぱいいっぱい頑張ってくださいと思っていますけれども、大きな金額とまではいきませんが、40万。毎回毎回これ修繕費挙がってきますが、これはどういったところがまた修繕、かかるようになったのか。この3点お伺いいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは私のほうからページ48ページの自治センター費の指定管理業務650万円の減につきましてご説明もうしあげます。

この指定管理業務、通常の指定管理費とあとは人件費の補助も合わせた形でこの指定管理業務のところへ予算を組んでおりますけれども、人件費の補助部分におきまして、令和2年、緊急事態宣言等によってですね、サロンは中止になりました。中止の期間が非常に長かった。それに伴いまして、サロンの関係の福祉支援員、ここにかかる人件費が約500万程度減になったということと、もうひとつコーディネーター、これも同じく福祉支援員ですけれども、地域の日常生活をサポートするコーディネーター、この取組みを令和2年度行っていくとしておったものが、これもなかなか新型コロナウイルスの感染拡大という

影響のなかで取り組みが十分できなかつたということでの人件費の減が約 150 万円ということで、合わせて 650 万円の減で、減になったというものでございます。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） それでは私のほうからは 70 ページ ふれあい収集業務の減額についてご説明させていただきます。

このふれあい収集業務でございますが、先程議員ご指摘頂きましたように、今年度途中からではあります、開始した業務でございます。業務としまして、ふれあい収集業務という風に予算書では挙げておりますが、サポート収集ということで、ごみ出し困難者のごみの収集を行っていくという事業でございます。これにつきましては減額しておりますが、現在 3 件のサポート収集を行っております。3 件ということもありまして、当初は業者等の委託を考えて予算を計上しておりましたが、現在直営と言いますか、職員のほうで対応させていただいております。ということで、今年度におきましては減額を行ったというものでございます。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） 私のほうからは 104 ページ 給食センター運営費の修繕料に関してのものでございますが、給食センターの中に温水ボイラーが設置してございます。常に 85 度前後にですね、維持できるようにして温度設定はしているんですが、万が一温度が上昇し過ぎた場合、温水ボイラーの水を天井内のタンクへ送るようになっております。そのタンクがオーバーフローしないように配管をつないでおるわけなんです、今回その配管が詰まっております、あまり水が処理できないという状況がございまして、その配管の約 28m 分、これを修繕したという料金でございます。

○議長（米重典子） 他に質疑はございませんか。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） 74 ページをお願いいたします。農業振興費、この負担金

補助金なんですけれど、機会あるごとに担い手の育成、これをいつも質問してですね、積極的な取り組みを求めているところでございます。しかしながら強い農業・担い手づくり総合支援交付金、また、農業の次世代人材投資事業補助金、またニューファーマー育成事業補助金、これらが減額になっております。強い農業を支える、世羅の農業を支える、こういった施策がなぜこのように減額になっていくのかお伺いいたします。まずは1点だけ。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。74ページの強い農業担い手づくりでございますが、これにつきましては、梨の選果機の導入をしたものでございます。これは入残、入札残を減額をしたものでございます。

次の農業次世代につきましては、これは経営開始型の国の補助事業でございますが、これにつきましては、それぞれの農家の方の所得割合によつてですね、補助金の額が変更になると。所得が、自分のところの所得が上がれば補助金のほうが下がるということでございますので、それによつて減額になったものでございます。

ニューファーマー支援事業でございますが、ニューファーマー支援事業につきましては、経営者づくりのための事業でございますが、これにつきましては、コロナ禍におきまして各農業者の方が経営者、理事等をめざすように頑張っておられたんですが、新しく増員することができなかつたということで減額となっております。

○議長（米重典子） 他に質疑はございませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） それでは次に80ページ、これは商工費なんですけど、コロナの対策でですね、さまざまな町の支援事業行われているわけですけど、国の全額補助というような部分があつてですね、この積極的な利用がなかつたと、こういう理由で減額になったのかどうか、このあたりの説明をお願いしたいと思います。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。ご質問にありました大きな減額のあったところでございますけれども、たとえば持続化給付金でございますけれども、持続化給付金は、国が令和2年中と令和元年中のある1か月を比較して50%を超えておるものについては、法人について200万円、個人については100万円ということでありましたけれども、そこから漏れる25%から50%未満のものについては町が20%を支援するというところでございましたけれども、当初の見込みからしますと、やはり国費の活用が多かったということがございましたので、この町のほうでの持続化給付につきましては件数が多くなかったというところでございます。実際は51社申請をされて、実際4社が辞退し、47社の給付になっておるところでございます。それは大幅なところとなっております。

それと82ページでございますが、感染症対策設備導入支援事業補助金についても大幅な減額となっておりますけれども、これも当初、感染症対策のボードであるとか、そういったものを整備する方に支援をするというところで行ってございましたけれども、当初は20万円の上限250社を予定しておりましたけれども、現在までのところ82業者の活用に残っております。これらのいろいろな支援策につきましては商工会を通じて支援をさせていただいているところがありまして、広報は商工会の会報であったり、町のホームページ等で支援をさせていただいているところでございます。そのときどきの支援メニューについて対応させていただいておりますが、状況を見つつ取り組みを進めていきたいという風に考えてございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ちょっと同じページで私も何点かお伺いさせていただきます。先般の一般質問等でもお伺いした点があるんですけども、まず80ページ飲食業支援事業で、ここがマイナスの1800万円。これ当初たぶん一般質問等でも聞きましたが、2500万ぐらい組まれていて、1800万円の財源が使われていないものと認識しております。それから先ほど同僚議員が言いましたように、使われていないお金、先程課長の答弁ありました持続化給付から感染拡

大、利子補給は少ないんですが、県の分、設備導入、すべてこれ約1億1000万円の使用がされてない事業となっております。これは何を言いたいかと言うと非常にせつかくこれだけの予算を組んだ。しかし全く的外れの支援内容だったとしか取りようがありません。更に言えば82ページ4000万円の△、これも内容面が合致しないがために事業者が使うことができなかつたのか。確かこれは感染のいろいろな対策の装備を備えるのにアクリル板だとか、そういったものに非常に使える3分の2の補助が出てたぶん最大が30万円といったような補助で非常に有効的で、広報が足りないのか。ほとんど減額となってきている。それに付け加えて今回また更に商工業支援事業で1億3000万円。これも一般質問等でやらせて頂きましたけれども、ペイペイですよ、いわゆる。こういった事業。その他旅館業や指定管理、こういったもの諸々を踏まえて1億4、5000万円の経費であるかなと思います。前回マイナス1億円以上の思ってた、町が組んだ金額とのかい離が出されておる。これは先ほど同僚議員が言いました第2次のコロナ対策の臨時交付金、地方創生臨時交付金を充てたものと前回補正予算では説明を受けたところでございます。今回も4億6860万円という第3次のコロナ対策の支援事業のうちの2億8000万円が今回こうした形で上程されていると認識しているところでございますけれども、こういったところ考え方、再度お尋ねいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。コロナ禍におきまして昨年の5月、7月と8月にそれぞれ事業をお認めていただいたところでございます。その時点におきましてはこの感染症の状況がわからないなかで、考える施策は何かというところで構築をしていったところでございます。そのなかで世羅町であり、商工会、そういったところを通じて広報をしていったところでございます。やはりたとえば持続化給付金につきましては想定より減少多かったので国の活用があったというところもございまして、感染症の防止施策につきましては、多くの事業者に使って頂きたいというようなことがございましたけれども、その要綱、要領のなかで必要者が活用されたというところでございます。ときどきにやはり必要とされる状況が変わってきております。去年の4月、5

月から比べますと、だんだん状況が変化し、去年の暮から第3波というようなことであったかという風に思います。

まず飲食業支援事業につきましては、昨年11月12月でですね、QRコード決済を使ったものを考えておりましたが、やはり自粛圏の集中対策も踏まえまして、やはり移動の自粛であったり、外出を控えられたりというようなことがございまして、想定をしておいた利用は望めなかったというところがございます。やはり事業を進める意味ではさまざまに想定をしていくわけがございますけれども、その想定の中かで実績が見えてきたときに、それを踏まえて次の事業をどうしていくかというところで考えていったところでございます。

今回大きな商工業緊急支援事業でございますけれども、やはりQRコード決済を使ったものについては飲食を中心にやったところでございますが、今回は全業種に広げまして対応をするというところで今現在、ペイペイに参加をされとる事業者で行きますと、200事業者という風に聞いておりますが、そのほうが仮に300社活用されたとき、更に1回30%のポイント付与で、1回の上限が3000円、2か月の期間で2万円というようなところのリスク値を含めてこういった数字を挙げていったところでございます。

○議長（米重典子） 他に質疑はございませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最初に繰越明許費に関わってお尋ねしたいと思うんですが、十分に聞き取れなかったんですが、

○議長（米重典子） 矢山議員、6ページでよろしいでしょうか。

○4番（矢山 武） 6ページ、26億くらいというようなことだったかと思うんですが、非常に前年度に比較して、前年度も一定額最終補正に伴って繰越明許があったと思うんですが、大幅になっておる、交付金の決定が遅かったとかいろんな事情はあると思うんですが、その中で何点かお尋ねをしたいと思えます。

地籍調査についてかなりの金額が予算が増額に伴って繰越をされるということですが、これらどのような考え方で実施をされようとしておるのか。

それから先ほど来質問にも出ておりました商工業緊急支援事業 1 億 3000 万円、5 月、6 月ですかね、2 か月くらいというようなことで、先程一定の説明は頂きましたが、これらも先ほど指摘されたように、きちんと PR 不足だけではないかもしれませんが、きちんと効果がね、出るようにやらないと、せっかくの対策が非常に大きな影響を受けておる業者にね、行き渡らないということになるので、こういう形の還元がいいのかどうかというのはよくわかりませんが、ここら辺、5 月、6 月ということに、仮に 2 か月ということになれば、5、6000 万ですか、出していくということになるんじゃないかと思うんです。その辺をもう少し具体的にお答を頂きたい。

そして金額の大きい部分では道路維持修繕費 8800 万円ですか、これらも年度内に対応できないということではあると思うんですが、どういう状況になっておって、はじめから繰越ありきでどんどんやっていく。財源との関係もありますが、今年度予算計上しないと執行ができないような理由はあるかと思いますが、どのような維持管理の内容でどういう考え方でこの繰越をされるのか、これらについてお尋ねします。

それから起債については、先程説明、

○議長（米重典子） すいません、矢山議員、申し訳ないです。ページ数をお願いいたします。

○4 番（矢山 武） 9 ページ、この特別なコロナ禍のなかでやむを得ない面もあるわけですが、基本的には、多少の借金が増えるのはやむを得ないにしても、長期計画に基づいて、特に起債残高等がどのようになっていくのか。最終補正で 18 億ということですが、返還、元金の返済がどのようになって、大きく変更はないのかかもしれませんが、これによって起債残高がどのようになる予定であるのか、この点についてお尋ねいたします。

歳出については、60 ページの社会福祉費、扶助費の自立支援給付扶助、金額はあまり大きいということではないんですが、600 万円の増ということについて、その状況をお尋ねをします。

それからコロナ禍でやむを得ないかもしれませんが、68 ページ総合健診業務 478 万円の減。コロナ感染拡大のなかで減るのはやむを得ない面もあるのかかもしれませんが、どういう実態でその結果についてどういう認識を持っておられ

るのか。

それからその下の浄化槽設置整備事業補助金 1000 万円くらいで、あまり多くの件数ではないかもしれませんが、ここらの状況を当初に比べて少なくなっておるんじゃないかと思うんですが、その点。

それから 72 ページの福祉医療費、801 万円の扶助費についてお尋ねをします。

それから 76 ページになりますか。先程の国土調査費の問題で、繰越についてお尋ねをしましたが、合わせて測量業務 2972 万円。どういう状況にあるんか知りませんが、できるだけ早く調査を終わる必要があるというように思うわけですが、これからみると、補正額が予算額に比べて大きく増えておるんですが、今後の考え方と合わせてですね、どのような考えであるのか、以上の点についてお尋ねいたします。

○議長（米重典子） ここで休憩といたします。再開を 10 時 35 分といたします。

休 憩 10 時 20 分

再 開 10 時 35 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前の矢山 武議員の質疑に対する答弁を許します。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） それでは 9 ページ地方債の補正に関する質問ということで、2 年度末の起債の残高の見込みがどうなるかというご質問だったかと思いますが、元年度の決算におきまして町債の残高は約 109 億 5000 万円でございます。今年度につきましては、この 9 ページにございますとおり、18 億円あまりの起債を発行する予定ではございますが、このうち 8 億円程度は令和 3 年度に繰越となる見込みとなっております。実質令和 2 年度で借り入れる額自体は 10 億円程度ということで、令和 2 年度の町債の残高につきましては今見込んでおりますのは 106 億円程度、令和元年度よりですね、3 億 5000 万円程

度残高自体は減少する見込みと考えております。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは繰越明許費補正についてお答します。

地籍調査事業につきましては、質問から 76 ページの歳出と合わせて回答させていただきます。

この繰越の補正でございますが、国の防災減災国土強靱化のための 5 カ年加速化対策という 3 次補正でございます。令和 3 年度事業を令和 2 年度に前倒して実施するものでございまして、早期に実施することによりまして大規模災害時等に備えて土地の境界をあらかじめ明確にしておくことが目的でございます。歳出のほうで前年度予算が少ないのもですね、これも昨年度の補正で前倒して実施したためでございます。

続きまして今後についてでございますが、今後も国の補助金等の配分の動向等注視しながらですね、早期にすべての調査を完了するよう努めて参ることとしております。

続きまして道路橋梁費、道路維持修繕事業の繰越でございます。こちらにつきましても先ほどの国の 3 次補正によりまして、橋梁補修設計、これの 4 橋に令和 3 年度事業を前倒して実施するもの、それから橋梁補修工事につきましても既に発注しておりますが、断面修復などの専門技術者、こちらがコロナの影響によりまして出張がむずかしい状況が続いておりまして、確保が遅れ繰越となったものでございます。

またその他の修繕工事におきまして、入札不調が続いておりまして、こちらにつきましても早期に再度入札に付し、梅雨時期までに完成させたいものでございます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 6 ページ繰越明許補正、商工費の商工業緊急支援事業についてお答をいたします。これは歳出で行きますと、80 ページの商工業緊急支援事業にあたるものでございます。国の 3 次補正を活用しまして、消費喚起に努めるものでございます。中身を繰り返しますと、QRコード決済を

活用した人に対して、ポイント付与しまして、消費喚起を図るものでございます。ポイント還元率は30%、1回あたりが3000円相当、キャンペーン期間は2万円としているところでございます。その中で今、ペイペイを活用した店舗数は200店舗でございますけれども、それが最大1.5倍になったとき、このポイント付与の最大のリスク値を考えたものと、プロモーション費用、これを挙げさせていただいたところでございます。コロナの関係によりまして、やはり需要が冷え込んでおる、消費が冷え込んでおるというところがございまして、消費喚起に努める必要があるかと思っております。昨年7月にお認め頂きました観光業支援事業、緊急拡大花めぐり世羅めぐりという事業もございまして。これは3月から6月でございまして。それと来年度の予算にお諮りをさせて頂く世羅とくどく商品券事業でありましたり、世羅花めぐり、世羅めぐりの秋バージョンでありましたり、年を通じてこの消費が喚起するような施策を進めていくことを考えているところでございます。昨年そのQRコード決済の利用がやはり第3波の影響によって冷え込んだところでございまして、そのときのことを鑑みまして、付与上限がそのときは1回1000円でございますけれども、今回は1回3000円相当というところを考えているところでございます。やはりそういったところで消費喚起に努めていきたいと考えているところでございます。やはり新聞を見ますと、他の市におかれましても組まれた予算が余るような状況もありますけれども、という風に聞いておりますけど、やはり国とか県の施策を併せましてですね、引き続き可能な支援を切れ目なくこれからもやっていきたいという風に考えてございます。

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） それでは60ページ民生費社会福祉費の扶助費、自立支援給付扶助についてご説明をいたします。こちらにつきましては、就労継続支援A型のご利用が10月ご利用分、12月にお支払いするものなのですが、こちらのほうが増加をしております。主なものは、就労継続支援A型の金額の増額となっております。その他のものにつきましては、伸びてきておりますものが居宅介護、生活介護、共同生活援助についてご利用が伸びてきておりますため、600万円の補正を組ませていただいております。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは 68 ページ総合健診についてでございます。総合健診のほうは例年 7 月、10 月、3 月の 14 日間実施をしております。昨年の 7 月の総合健診につきましてはコロナの感染拡大防止のため今年の 3 月に延期をしております。そのため、それに伴い例年行っております電話による受診勧奨、こちらのほうも一時的に中断をいたしました。そういった影響もありまして、受診のほう申込者数のほうが当初想定していた数より減った部分がございます。令和元年度に申し込みが 1831 人ございましたが、令和 2 年度は約 1400 人を見込んでおります。総合健診のほう、3 月は今日からスタートしておりますが、今後も健診の必要性、重要性のほう周知して、早期発見、早期治療のほうにつなげて参りたいと考えております。

引き続き今度 72 ページの福祉医療費の減額につきましては、内容的には主に乳幼児医療に関する減額が大きく影響をしております。医療機関における受診控えがこちらで小児科について受診控えのほうが大きという報道もございます。そういった面もございまして乳幼児医療費のほうが増減しております。当初ひとりあたりが 1 万 9200 円で見込んでおりましたが、これまでの実際に支出しておりますのが 1 万 6500 円で推移をしております。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） 上下水道課のほうから 68 ページ浄化槽設置整備事業補助金 1046 万 4000 円の減についてご説明申し上げます。この事業につきましては毎年度枠をですね、70 基確保いたしまして実施をしておる事業でございます。令和 2 年度につきましては 45 件の申請設置がございました。パターンといたしましては、4 つのパターンがございまして、まず国県対象として汲み取りから合併浄化槽、単独槽から合併浄化槽、これが国県の事業対象でございます。単独町費の対象といたしましては、合併槽から合併槽へ、また新築において合併槽を設置される場合、こちらについてこの 4 つのパターンで現在事業を進めておるところでございます。

件数につきましては、国県対象費のまず汲み取りから合併槽が 12 件、単独

槽から合併槽が7件、合計で19件でございます。

単独分の新築における合併槽の設置が19件、合併槽から合併槽への移行については7件の26、合計の45件で今年度実施をさせていただいたところでございます。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 先ほど答弁をいただいて大体わかったんですが、34ページの財政調整基金繰入金2億4500万円かかわってお尋ねしたいと思うんですが、コロナ対策だけでなしに、いろんな災害復旧等もあって、厳しい財政運営、それに加えて税収もかなり影響があるんじゃないかと言われておるんですが、決算見込みで減額に伴って2億3200万ちょっと、2億3000万あまりの基金取り崩しということにこの補正に伴ってなるわけですが、ここらも先ほどの財調課長答弁いただいた新年度で借り入れるので、残高は3億くらい減るというような答弁でしたが、やっぱりこの辺も必要に応じて基金を取り崩して施策は展開せないけんわけですが、計画的な一定の見込を立てながら、その中で2億円の取り崩しを予定しとつてもでも4億になるということは、そのときの緊急事態というか、いろんな状況で変わってくるわけですが、その点は決算見込みはそうよけい次年度への繰越はないんかもしれませんが、どのように考えておられるんか。

いろいろとお尋ねしたいんですが、何点か、教育関係でそう大きな金額ということではないんですが、94ページのなかで、管理備品ということで154万円というのがありますが、最終補正にあたって、必要な額は補正せないけんわけですが、どういう考え方でやられようとしておるのか。

それから先ほどの質問でもありましたが、104ページの温水ボイラーの修理という項目の下のまかない材料費200万円という減額ですが、給食を休んだことによって変わってきたんかと思いますが、それらについて正確に記憶して、一般質問でも答弁頂いたと思うんですが、給食費の減との関係はどのようになるのか、以上の点についてお尋ねいたします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） それでは 34 ページ 財政調整基金の 2 億 4500 万円の基金繰入の減につきましてお答えいたします。

今年度当初財政調整基金につきましては 2 億 670 万円の取り崩しを予定しましてスタートしております。最終的に今回この間ですね、コロナ対策等いろいろな理由によりまして取り崩しを増やしたり、減額したりという状況が続きまして、今回 3 月補正、この補正におきまして最終的に 2 億 4500 万円減額をさせて頂く補正としております。この補正を持ちまして最終的な取り崩しの額が、財調の取り崩しの額が 1 億 8670 万円となります。当初よりですね、2000 万円ほど減額ということで今のこの補正後の予算が 1 億 8670 万円ということになっております。影響としましていろいろコロナの関係で事業等に取り崩しを活用したもののコロナの臨時交付金等でそれを戻し、更に合わせて当初予定しておりました町の事業につきまして、あらゆる方面で、コロナの関係で事業の中止、縮小、延期等ございました。その関係の事業費の執行残が出ておるといところも影響しまして、当初よりも 2000 万減という状況となっております。これを持ちまして 2 年度末の財調の見込みについてでございますが、今のところ見込んでいるのが 21 億円程度が 2 年度末の残高ということで見込んでいるところです。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） 私のほうからは 2 点お答えをさせていただきます。まず 1 点目は 94 ページの備品購入費 154 万円余りのものについてでございますが、これにつきましては、このたびまた新たにですね、各学校のほうへ、児童数の多い世羅小学校は 120 万円、その他の 6 校については 80 万円を上限とした補助金が付いております。これらについては、今年度中の執行がむずかしいため来年度に繰り越すわけですが、備品につきましては、学校等の要望等もありですね、加湿器及びスポットクーラー、こういったものを購入することにあてさせて頂くというものでございます。

なお、その同じページの需用費のなかの消耗品費というのがございますが、これも同じ補助金から支出をしていくというものでございます。

また 96 ページの中学校費のほうにも同様の中身で、内容でですね、消耗品

費及び備品購入費を計上をさせていただいております。

続いて 104 ページの賄い材料費についてでございますが、これについてはコロナの影響というよりはですね、毎年学校のほうが給食を実施しない日というのがやはり出て参ります。それに伴う賄い材料費の減ということでございますので、現段階ではありますが、小学校は 1 食あたり 230 円のを今年度については 4 万 1374 食を行う予定、支出予定。中学校につきましては 1 食 260 円を 1 万 9262 食を行う予定ということでそれに伴う賄い材料費の減ということになっております。

○議長（米重典子） 他に質疑はありませんか。

○2 番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○2 番（上羽場幸男） 私からは 2 点ほどお尋ねをいたします。まず 31 ページ財産運用の収入というところでですね、32 ページに書いてありますけれども、CATV 伝送設備の収入が 783 万 5000 円の補正となっておりますが、これをひとつと、もうひとつは、76 ページ、ぶどう栽培用施設整備事業補助金が 269 万 5000 円の減額となっております。この 2 つをお尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは私のほうから 32 ページ財産貸付収入の CATV 伝送設備の 783 万 5000 円につきましてご説明申し上げます。令和 2 年度 IRU 契約に基づきまして、契約先である三原テレビ報道株式会社のほうから基本賃借料、それから IRU の追加賃借料分といたしまして 2900 万 7829 円、こちらが町のほうへ納めて頂くよう予定しております。加えて、令和元年度分の IRU 追加賃借料、これに追加修正が生じたので、令和元年度分の追加分が 463 万 3204 円、この合計額 3364 万 1033 円となりまして、当初 2580 万 6000 円予算計上しておりましたが、その差額分 783 万 5000 円を今回補正するものでございます。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。76 ページのぶどう栽培用

施設資金でございますが、これにつきましては1経営体の方が当初行うように予定はしておったんですが、詳しい事情をここで申し上げられないんですが、ある事情がありまして取り下げるということになりましたので、減額をいたしました。

○議長（米重典子） 他に質疑はございませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 過去の質問を振り返りながら見させて頂く中で、繰越明許費、この部分をお伺いしたいと思います。ページ数は6ページでございます。まず一昨日、私、都市計画マスタープランをご質問したわけですが、そのときにはですね、3月31日完成するという大前提のもとで質問させていただいて、たいへん厳しい中で概略がまとまっているのかな、そうは言ってもお聞きしますよと。そういうスタンスでお伺いしたわけです。あの当時もこの質問までにですね、この明許費の内訳わかっておりましたんですが、質問が逸脱しない範囲かなと思いながら、今日聞くこともできるということで先送りさせてもらったわけです。改めてお伺いしますが、この明許費はどういう理由でこういう遅れが生じたのか。その辺の理由をお聞きしたいと思います。

もう1点、商工費における同じ繰越明許なんですけれど、例の企業紹介動画制作事業というのがあると思います。このときも制作業務の成果、効果、こういうものをちょっと怪しいですよと言って質問した覚えがあるんです。これが繰越明許になつとるわけです。しかもですね、一番効果があるとすればですね、今の高校生が3月1日に卒業したわけなんです、それまでに本来でなら作製してですね、いち早く地元の企業を紹介して地元就職して頂くという、これが本来行政が取り組む一番スピーディーなやり方ではなかったかと思うわけでございます。この事業が繰越になっている。しかもあの当時お伺いする中で就職活動等に早急に使いたいと、こういった発言もちょっと耳に残っております。改めてこの繰越明許の理由を伺いたいと思います。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは6ページ繰越明許費 都市計画マスタープラン策定業務についてでございます。都市計画マスタープランにつきましては、現在、パブリックコメントを実施しておるところでございます。3月17日までに町民の方の意見を伺うこととしております。その結果を受けまして3月25日、こちらで都市計画審議会、これを開催してですね、委員の皆さまに諮問する形となっております。繰越の理由でございますけれども、本年度広島県が策定しております備後圏域都市計画マスタープラン、これとの調整、これが最近案ができて、今、公表されておりますけれども、こちらとの調整などにより、策定業務においては3月末で完成するんでございますが、印刷製本につきましてはですね、出来上がったもの、本編と概要版の印刷が4月になる見込みとなっておりますでございます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 6ページの繰越、商工費の企業紹介動画制作事業についてお答えをします。この事業につきましては12月の定例会で補正予算をお認めていただいたところでございます。以来、制作を希望する事業者を募っておるところでございます。当初予算では20社を見込んでいたところでございますが、今6社というようなところになってございます。周知をしっかりと図りましてですね、この活用にしっかりと取り組んでいきたいという風に思っております。やはり早く町内企業様の取り組みであったり、中身、そういう思いであったり、そういったものを高校生の皆さん、あるいは大学生の皆さんにお伝えしたいということで努力をしておるところでございますけれども、まだまだこの事業を使いたいというところがまだ中途でございますので、しっかりとPRをさして頂くと共にですね、来年、今年の夏から本格化します就職活動前までにはですね、多くの方に活用して動画ができますように努めて参ります。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

従って、議案第1号 令和2年度 世羅町一般会計 補正予算(第11号)は 原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 令和2年度 世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案5ページを開きください。

議案第2号 令和2年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

令和2年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。令和3年3月4日 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ5,398千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,756,841千円とするものでございます。

歳入は県支出金5,190千円、繰入金208千円を減額し、歳出は総務費208千円、保健事業費5,190千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4番(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) それぞれ歳入については、規定に基づいて交付金が交付されるんかもしれませんが、519万円の減について、どのような経緯なのか。それと国保運営協議会6万円、当初と変わっているということだと思っておりますが、合わせて人間ドック、総合健診、これは一般会計の補正の中でお尋ねした

んですが、重複を避けてどういう認識を持っておられるのか、合わせてお尋ねをします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それではお答えいたします。

まず8ページの都道府県繰入金の519万円の減額でございます。内容は、特定保健指導の終了率や特定健診の受診率など、また収納率対策などに対する交付金になりますが、今回特定保健指導の終了率、こちらに対して交付を見込んでいたものが交付率のほうが、交付を見込んでおりましたが、こちらが対象にならなくなったこと。またコロナの影響により全体的に交付率が下がるというところもございます。そういったものと人間ドックや総合健診の受診者に対する負担金について交付決定を受けたため減額をするものでございます。

続いて10ページの運営協議会委員の報酬減6万円の減額です。こちら年に2回、運営協議会のほう開催しております、5月に開催をいたしました、そちらを書面会議といたしました。それと会長の広島への会議出席報酬も1回分組んでおりましたが、コロナの影響で会議のほうも中止になりましたので6万円減額にしております。人間ドックの業務につきましては受診者数を当初670人で計上しておりましたが、申し込みの状況から602人を見込み減額をしております。総合健診につきましても先ほど申し上げましたが、受診控え、そういった面から受診者数が減少をいたしましたので、減額をさせて頂いております。

-----  
▼1番 高橋公時議員 退室 11時07分  
-----

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 経費を削減をして金が余るということはないんですが、節減をすればそれで良かったというようなことばかりにもいかんし、会議中止等はやむを得んのんですが、今後やはり健康づくりと言いますか、健診等は重要な課題でありますので、やはりそういう点はなかなかコロナが全然収束しました。何にも出ませんということにはならないんですが、期待としてはワクチン

が一定の効果を発揮しすれば、少なくなるんじゃないかということは考えられるわけですが、そういうなかでやはりこうした今年度はやむを得ない点もあるわけですが、今後としてもどう受診者を増やしたり、また、

○議長（米重典子） 矢山議員恐れ入ります。ちょっと補正予算に関する質問からはずれていると思います。

○4番（矢山 武） 非常に重要な課題であると思いますが、お尋ねいたします。

○議長（米重典子） 一般質問になっているような気がいたしますが。

▼【矢山議員：「関連するから聞いている。」】

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。議員おっしゃいますようにコロナの影響で受診控え等が多く見られ、受診率のほうも下がってきております。しかし、こういったときだからこそ受診のほうをして頂き、健診のほうも受診して頂くことで医療費の負担も少なく、また治療をする、リハビリをする期間のほうも短くするということにもつながりますので、引き続き早期発見、早期治療、こちらのためにも受診率の向上めざし、保健事業のほう推進して参りたいと考えております。

○議長（米重典子） 他に質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

従って、議案第2号 令和2年度 世羅町国民健康保険事業 特別会計補正

予算（第4号）は 原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 令和2年度 世羅町後期高齢者医療制度 特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案6ページをお開きください。

議案第3号 令和2年度世羅町後期高齢者医療制度 特別会計補正予算（第3号）

令和2年度世羅町後期高齢者医療制度 特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。令和3年3月4日提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ28,232千円を減額し、歳入歳出それぞれ541,004千円とするものでございます。歳入は、繰入金28,232千円を減額し、歳出は、総務費107千円、後期高齢者医療広域連合納付金28,125千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 8ページのところに、一般会計繰入金のなかで、事務費繰入金が減額になっているんですけれども、これはどういうことなのか、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（米重典子） すみません、ページ数をもう一度。

○8番（松尾陽子） 8ページです。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。この一般会計から繰り入れる事務費等繰入金の内容でございます。

こちらは歳出の10ページにございますが、この一般管理費、職員給与費など、また委託料などの減額。これと、医療費納付金、後期高齢者医療広域連合

のほうに医療費の負担として納付する部分、こちらを一般会計から繰り入れる  
ものでございます。

○議長（米重典子） 他に質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 先ほどの答弁ですが、納付金がなぜ、医療費納付金が  
2800万あまり減っておるわけですが、その理由。それで納付金は一般会計から  
の繰入だけで対応するんですかね。保険料ですか、保険料との関係はどのよう  
になるのか、合わせてお尋ねいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。先程申し上げました事務費  
等繰入金につきましては、医療費納付金が減額になるため、繰入金も減額をす  
るという内容でございました。今回歳出のほうで10ページで医療費納付金を  
減額いたしますが、こちらは当初30年度の実績と令和元年度の実績見込み、  
伸び率などから令和2年度の医療費を推計し納付金のほうを算定しておしまし  
た。令和2年度に入り、3月から9月分の実績、またひとり当たり給付費の伸  
び率などから令和2年度を更に医療費のほう推計をし、納付金を変更するもの  
でございます。

この納付金は医療費に対して12分の1を町で負担することとなっております  
ので、一般会計のほうからその額を繰り入れております。

保険料につきましては、今回は補正をしておりませんが、保険料として町の  
ほうに入ったものは保険料納付金として広域連合のほうに全額納付するよう  
になっております。

---

▼1番 高橋公時議員 入室 11時23分

---

○議長（米重典子） 他に質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 3 号 令和 2 年度 世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算 (第 3 号) は 原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 4 号 令和 2 年度 世羅町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長 (矢崎克生) 議案 7 ページをお開きください。

議案第 4 号 令和 2 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 2 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) を別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由の説明でございます。歳入歳出それぞれ 13,295 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 2,620,687 千円とするものでございます。

歳入は、使用料及び手数料 29 千円、国庫支出金 17,093 千円、県支出金 4,308 千円、繰入金 9,584 千円を増額し、保険料 195 千円、支払基金交付金 17,524 千円を減額するものでございます。

歳出は、保険給付費 38,200 千円、諸支出金 3,206 千円を増額し、総務費 3,556 千円、基金積立金 15,254 千円、地域支援事業費 9,301 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長 (米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最初に10ページになりますか。支払基金交付金が1500万余り減ということですが、ここら辺、どのような状況か。

その一方では何ページになりますか。16ページでは、施設介護サービス給付費は3000万円ほど増えるということで、その財源がこれで見ると今のは減っているほうで、増えているほうは基金繰入が変更になっと思ったと思いますが、その点と、もうひとつは22ページ 高額医療合算サービスが400万円増額するということですが、この点の内容についてお尋ねします。

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） 10ページの4款1項の介護給付費、支払基金交付金の介護給付費交付金でございますが、こちらの減につきましては、見込額でいっております、実績4か月間を見込みでいっております、22億9450万8038円というものがこちらの介護休符費の交付金の根拠となる支給額でございます、こちらに27%をかけたもので現在交付決定がきております。そのことにつきましてマイナスの1529万5000円の減で今回補正を挙げさせていただいております。

22の高額療養合算介護サービス費でございますが、こちらにつきましては医療と介護の両方の給付が終わりになる方につきまして、サービス費でございますが、やはりこちらにつきましても伸びてきておりますので増額になっております。

それから16ページの施設介護サービス給付費でございますが、こちらもやはり当初から伸びてはきておりましたけれども、やはり1月審査分にあたりましても伸びが見られております。施設介護サービス給付費全体に、給付の全体に言えるものなのですが、介護給付費でも施設介護給付費等につきましては伸びが見られておりますが、通所などの予防に関するものはやはり利用控えがございまして減少になっておりますが、居宅の介護住宅改修費、ご質問にはありませんが、こちらにつきましても在宅でみられる方におきましても、介護度の重たい方が多くなっていると思って、大型の改修等伸びておりまして、そちら

伸びがみられますため、今回増額部分につきましてはそういった状況にございます。

交付金につきましては減額につきましては見込みの部分は上昇率等かけての計算となっておりますので、こちらにつきましては支給がすべて終わった実績におきまして確かな数字になっておりますが、現在におきましては見込みで計算となっておりますので、減額の補正となっております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 見える部分が全部が増えておるということではないですが、かなりあるにもかかわらず、財源が見込みでやっておるんでということですがね、基金からの繰入があったと思うんです。何ページだったですか。24ページですか。介護給付費準備基金積み立て金、これらも予算から言えば1500万円ほど減額にはなっておるわけですが、基金を使うことが必要がなくなったということはある面ではいいんかもしれませんが、やはり27%を給付費の支払基金交付金から出されるという点ではね、詳しく計算はしておりませんが、増えるなかで、1500万円も減るといのはどういうことこのようになるのかという意味でお尋ねしております。

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） こちらは同じことになるんですけど、支払基金が持たれる給付費に対するものが27%でありまして、給付に対していただけるものは調整交付金とまた国庫の介護給付費負担金、それから給付が伸びておりますので、8ページの3款1項、介護給付費負担金、こちらにつきましては伸びてきているものです。支払基金が持たれます部分につきましては、減額にはなっておるんですけども、増額になってきているものもあります。やはり見込の期間が長いところもありますが、こちらについてはどうしても支給決定で減額をしないといけませんのでこちらについてはマイナスとなっております。

それから基金の積立金でございますが、基金を積み立てることができるような状況で今までの補正をかけてきておりますが、3ページの歳出を見ていただけるとわかるかと思いますが保険給付費につきまして3820万円の増額を見込

んでおります。こちらにつきまして、ですから基金積立ができると思って基金積立の歳出に積み上げておりました 1525 万 4000 円、それから給付につきまして一般会計から繰り入れて頂きます 1113 万 3000 円、じゃない、基金繰入ですね、基金繰入 2 ページの歳入の一番下の基金繰入金で 1113 万 3000 円、それから一般会計から繰り入れて頂きます 477 万 4000 円と、それから国費や調整交付金等で給付にいただけますものがマイナスも含めまして 921 万 8000 円というものが給付に対して交付がされるものと考えております。決算を待たないと実際使う給付額はわかりませんが、やはり伸びて来ているものがございまして、今回、補正のほうで積み立てることをやめて、基金を取り崩しを予定をしているという状況にございます。1113 万 3000 円は基金を取り崩して、保険給付費にあてるような今回の補正を挙げさせていただいております。

○議長（米重典子） 他に質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 4 号 令和 2 年度 世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は 原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 5 号 令和 2 年度 世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 8 ページをお開きください。議案第 5 号 令和 2 年度 世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号） 令和 2 年度世

羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和3年3月4日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ150千円を減額し、歳入歳出それぞれ8,702千円とするものでございます。歳入は、サービス収入150千円を減額し、歳出は、事業費150千円減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 同じような質問なんで、どのような答弁されるかちょっと不安なんです。介護予防サービス計画費、これが当初より減ったというのはわかるんですがね、何件が減って、ここで報酬を会計年度任用職員1件についていくらになっておるんか知りませんが、職員の報酬を件数が減ったら自動的に減らすという考え方に至っておられるんでしょうが、その関係はどのようになるのか、お尋ねいたします。

○議長（米重典子） 10ページということによろしいんでしょうか。

▼【矢山議員：「はい」】

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） 8ページの介護予防サービス計画費の収入でございますが、こちらの収入を報酬に充てているという事ではございませんけれども、介護予防サービス計画費の収入の減につきましては、こちら、支援の方、事業対象者の方のサービスの計画を立てたもので入ってくるものなんですけれども、やはり件数は減ってきております。件数については申し訳ないんですけど数字を持ち合わせておりません。

歳出のほうにつきましては介護支援専門員の報酬なんですけれども、こちらにつきましては通勤手当を20キロでみておりましたが、実際の金額が往復20キロまでいかないほうの職員さんで決定いたしましたことと、それから介護支援専門員さんにつきましては9時から16時までの勤務となっておりますが、

相手の方が時間指定をされて、そのときにしか対応できないというときのことを見込みまして残業のほうの手当についても見込んでおりましたが、そこまでの対応と言いますか、時間外で要望される方がいらっしゃらなかったための15万円の減でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第5号 令和2年度 世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は 原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 11時54分

再 開 13時00分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第7 議案第6号 令和2年度 世羅町上水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） 議案9ページをお開きください。

議案第6号 令和2年度 世羅町上水道事業会計補正予算（第4号） 令和2年度 世羅町上水道事業会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和3年3月4日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。収益的収入 1,082 千円を減額し、収入 373,482 千円とし、収益的支出 20 千円を増額し、支出 449,495 千円とするものでございます。でございます。

収入は営業外収益 26 千円を増額し、営業収益 1,108 千円を減額し、支出は営業費用 20 千円を増額するものでございます。

資本的収入は、3,127 千円を増額し、229,313 千円とするものでございます。

収入は負担金 2,093 千円、納付金 1,034 千円を増額するものでございます。

資本的支出は 3,600 千円を減額し、291,192 千円とするものでございます。支出は建設改良費 3,600 千円を減額するものです。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 6 号 令和 2 年度 世羅町上水道事業会計補正予算(第 4 号) は 原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 7 号 令和 2 年度 世羅町公共下水道事業会計補正予算(第 3 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（升旗真路）議案 10 ページをお開きください。議案第 7 号  
令和 2 年度 世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号） 令和 2 年度 世  
羅町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。令和 3  
年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。資本的収入支出それぞれ、8,707 千円を減額し、収  
入支出それぞれ 156,867 千円とするものでございます。

収入は企業債 5,400 千円、負担金 3,307 千円を減額し、支出は建設改良費  
8,707 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより  
質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 5 ページの平帽子地区下水道管新設工事の減についてお  
尋ねしたいと思うんですが、企業債を減らして工事を取りやめられたのかどう  
なのか、その内容。先程上水の関係で補償費を出されたということだろうと思  
うんですが、これらについての企業債と負担金による補償費についてこういう  
形でこれまでも処理ずっとされてきたんだらうと思いますが、合わせてその考  
えについてお尋ねします。

○上下水道課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升旗真路） お答えをいたします。まず 5 ページの建設改良  
費、工事請負費 1080 万円の減でございますが、平帽子地区下水道管新設工  
事、これ今現在国道 184 号線と本通り線の一部を工事する計画としておりました。  
それに加えまして瀬尾医院様のちょうど東側と言いますか、南側の町道そ  
れと名前はですね、大田小 1 号線と言うんですが、世羅小学校に入るところの  
ちょうど北側の入り口の所でございますが、あの場所をですね、試掘調査を実  
施をいたしました。そうしたときに本来これ水道管を移設させるため下水道管  
を埋めるに際しまして、水道管移設することの試掘を目的としておりました  
が、予期にせぬ暗渠排水と言いますか、中に大きなヒューム管がありましてで

すね、こちらがあった関係で取りやめる、今年度については実施をしません  
が、こちらの路線については令和3年度において新たにまた工事を再度設計を  
し直してですね、実施をし直すという形を取らせて頂く予定としております。

合わせて28の補償費でございますが、こちらにつきましてはまだ現在、入  
札の準備中、繰越事業として実施を現在進めておるところでございますが、こ  
ちらにつきましては栄町地区の配水管の布設替えの工事の補償金ということで  
ございますが、こちらにつきましてはちょうど双葉自動車様の南側、本通りと  
まるそう様のちょうど三原東城線の西側、失礼しました。まるそう様の西側、  
三原東城線に管を布設する予定としておりましたが、ここは令和2年度の当初  
予算で概算で500万程度の布設替えの補償費という形で概算の処理をしており  
ましたが、今年度詳細設計を行った際に約200万、合計で800万程度額が必要  
になるという水道のほうの結果が出た関係で、こちらの下水道のほうの工事補  
償金という形で計上をさせていただいているものでございます。

企業債と負担金との考え方についてもご質問頂きましたが、やはり今回につ  
きましては、この工事を一時変更させていただいて、次年度へ、で実施をする  
という計画でおりますが、今後につきましても一定の企業債、一般会計からの  
繰出金というものを頂きながら、この事業というものは進めていかなければな  
らないものだと考えておりますが、できるだけですね、この工事は早期に完成  
を目指してですね、皆様方に有効的に利用していただけるように推進して参り  
たいと考えているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第7号 令和2年度 世羅町公共下水道事業会計 補正予算（第3号） は 原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 工事請負契約の締結について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。建設課長

○建設課長（福本宏道） 議案11ページをお開きください。議案第8号 工事請負契約の締結について 世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年世羅町条例第56号）第2条の規定により、別紙のとおり町道安田賀茂線道路災害復旧工事（第466号）の契約を締結することについて、町議会の議決を求める。令和3年3月4日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。町道安田賀茂線道路災害復旧工事（第466号）について、一般競争入札執行の結果、令和3年2月18日、株式会社山平組 代表取締役 山平 孝吉に落札決定したので、請負契約を締結するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） この現場については前、十分に確認はしておりませんが、災害復旧工事をやった場所ではないかと思うんですが、土質が軟弱だということによってこういう事態になったのかもわかりませんが、やはりこういうことがないようにきちんとした土質調査というんですか、そういうことをやる必要があったんじゃないかと思いますが、今度の復旧工事にあたってですね、どのような考え方で、特にこれまでのようなことが起きないように万全を期すというか、そういうことが必要だと思うんですが、設計にあたってこうした点と、実際にこの工事の内容を先ほど説明がありましたが、鉄筋挿入工という500本余

りのアンカーですか、やられるわけですが、これらのどういう格好になるか、専門的なあれはわかりませんが、やはり長さというか、そういうことはどのように考えておられるのか、これらについて、工事の内容についてお尋ねいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは4番 矢山 武議員の質問にお答えいたします。この箇所につきましては、過去の平成22年の大雨によって法面が崩落し、その際には法枠と下部にグラウンドアンカーを設置して復旧したものであります。このたび令和2年7月13日から16日の豪雨によりましてこの箇所の頂上部に小さな谷地形が形成されており、この谷に沿ってですね、大雨が流れ、地表面を流れてですね、法枠が滑落変状したものでございます。前回の復旧におきましては法枠と下部のグラウンドアンカーとしておりましたが、今回の復旧に当たりましては、法枠を撤去した後、法面を今は45度で切っておりますが、こちらを45度よりも緩く更に切り直して、これまで施工していなかった鉄筋挿入、これによってですね、滑りの抑止力を挙げてですね、滑りにくい法面の構造とするものでございます。またですね、こちら災害復旧を施工しますが、長大な法面、再度災害を受けた箇所でございますので、大雨時等パトロールをするなど現状を確認し、大きな災害とならないよう努めていきたいと考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最後にお尋ねした鉄筋挿入工についての対応の仕方はどのように考えておられるんですか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 鉄筋挿入工の設計にあたりましては、被災後直ちにはですね、一番高い所でボーリング調査を実施しまして、滑り面を想定し、不安定な土塊の量を計算してですね、鉄筋挿入、鉄筋の延長、それから配置を決定したものでございます。

○議長（米重典子） 他に質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 8 号 工事請負契約の締結については 原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 9 号 物品購入契約の変更について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） 議案 13 ページをお開きください。

議案第 9 号 物品購入契約の変更について 令和 2 年議案第 105 号により議決を得た世羅町小中学校学習者用情報端末購入の請負契約の取得価格を別紙のとおり変更することについて、町議会の議決を求める。令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。令和 2 年 12 月 17 日に請負契約を締結した世羅町小中学校学習者用情報端末購入について、取得台数の変更により取得価格を変更したいというものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 今回増えたということなんですが、12月の定例議会の一般質問でGIGAスクール構想のことについて質問させていただいた際に1088台、児童生徒数がそのとき1030何人でしたか、ご答弁が予備を含めた台数だという風な答弁をいただいたのを記憶しておるんですが、今回更にまた増えたということなんですが、詳しいという内容というのは、ご説明をお願いします。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） 今のご質問についてお答えをしたいと思います。また今回も台数を増大したということなんですが、今年度の児童生徒数につきましては令和2年5月1日現在で小中学校1058名でございます。今回の契約にあたる前からですね、当初から今回の1108台分、これは先ほど申し上げましたように予備兼教師用50台を増やした台数ということになりますが、1108台必要と考えておりましたが、入札のための設計をする段階で、業者3者に見積もりを取ったところ、予想より価格のほうが高く設定されておりました。それで1108台分を購入することにいたしますと予算を超過してしまうということで、やむなく20台分を減らし1088台で契約を一旦はさせていただいたと。しかし実際に落札価格が予想よりもはるかに安価であったということから、今回改めて当初から必要であった1108台分になるように20台を増大させていただいたという経緯でございます。

○議長（米重典子） 他に質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） かなり事業が進んでおるんだらうというように思いますが、これらの利用開始にあたって当初の予定の台数に戻されたということなんかと受け止めたんですが、そうした予備もあるということですが、開始に向けてどのように準備をされておるのか、お尋ねします。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） ただ今のご質問にお答えをいたします。実際の

運用に向けて準備をどのように進めているかということでございますが、まだ端末等についてはまだ納入をされてはおりません。今の予定では3月26日及び29日、この2日間で納入が終了するという風に業者のほうからお聞きをしております。

現在学校教育課のほうではですね、先日の一般質問等でも少しお答えをさせて頂きましたが、運用開始にあたってのルールづくり等、体制整備等の体制整備、今後納入業者のほうもですね、これは新年度になってからになるかもしれませんが、教職員を対象にした端末等についての説明会、研修会、こういったものも業者のほうで開催していただけるという風に聞いております。現在も納入業者とは週1回のペースでですね、作業等の進ちょく状況等を確認しております。あまり残された日数は多くはないんですが、4月からの運用開始に向けて全力で取り組んで参りたいと考えている所存でございます。

○議長（米重典子） 他に質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第9号 物品購入契約の変更については 原案のとおり可決されました。

この際、日程第11 議案第10号 財産の取得について から 日程第12 議案第11号 財産の取得について の 2件 について関連がありますので「一括議題」といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 15 ページをお開きください。議案第 10 号 財産の取得について 世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 56 号）第 3 条の規定により、別紙のとおり財産を取得することについて、町議会の議決を求める。令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。小型動力ポンプ付積載車購入について、6 者による指名競争入札執行の結果、令和 3 年 2 月 10 日、双葉自動車株式会社 代表取締役 岡田 賢造に落札決定したので、物品購入契約を締結するものでございます。

続いて 議案 17 ページをお開きください。議案第 11 号 財産の取得について 世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 56 号）第 3 条の規定により、別紙のとおり財産を取得することについて、町議会の議決を求める。令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。小型動力ポンプ付軽積載車購入について、6 者による指名競争入札執行の結果、令和 3 年 2 月 10 日、有限会社セラオート 代表取締役 糺谷 彰に落札決定したので、物品購入契約を締結するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） 2 件の消防車の購入ということでございますけれども、1 点目の小型動力ポンプ付積載車購入、落札金額みても約 120 万程度の開きがあります。小型車と一般車と言いますか、大きいほうと言う感じですが、先火度おっしゃられた第 2 分団 3 部 3 班播磨と 3 分団 3 部 2 班の空口、この 2 つの分団において車輛の購入の違いというのは地域によって車輛の大きさで入らない地域があったりということもあるかもしれませんが、そういったところがあってこういう車輛の購入方法になったのかお尋ねいたします。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 1番議員のご質問にお答えさせていただきます。ただ今お諮りしておりますこの2件でございますが、1台は普通車輛、もう1台は軽車輛となっております。この車輛の選択でございますが、各消防団の班ごとにですね、車輛更新する場合に、希望のほうを取らせていただいております。今回の場合でおきますと、1台のほうにつきましては所属の団員数がかなり小規模な班となっております。といったことで小回りの利く地形等勘案され、また取扱い、点検整備、維持管理の面から軽車輛を希望されたといったところで価格の差が開いているのでございます。

○議長（米重典子） 他に質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、議案第10号 財産の取得について の討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

従って、議案第10号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

次に 議案第11号 財産の取得について の討論は、ありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします

これより採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

従って、議案第 11 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 12 号 財産の無償譲渡について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） 議案 19 ページをお開きください。議案第 12 号 財産の無償譲渡について 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、別紙のとおり財産を無償で譲渡することについて、町議会の議決を求める。令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定による児童発達支援事業所として利用している旧世羅町立東保育所の土地及び建物について、社会福祉法人みつば会に無償譲渡をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） この無償譲渡によってですね、この世羅町が行っている事業、これにどのような効果が生まれて、また町にとってどういう利益がありますか、お伺いします。

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） それでは福祉課から事業についてでございますが、こちらは社会福祉法人みつば会さんにおかれまして障害児通所支援事業を行っておられるすずらんになります。こちらにつきましてはやはり乳幼児から学齢期までの児童に対しまして専門的な療育指導訓練ができる特色のある事業所と

して地域の中核を担いたいという思いを持たれております。

町の所有のままでございますと、修繕等改修される場合におかれましても、町の承諾が必ず必要となって参ります。迅速に保護者の要望にお応えになるには、譲渡をさせて頂きまして、法人におかれまして迅速に対応ができるものと考えております。また修繕等におきましては福祉課のほうで予算を可決頂きまして、修繕等も福祉課のほうで今まで行って参りました。

そういった面におきましては、事務量におきましても、そういった修繕等福祉課がかかわることがなくなるということに対してましては、町の利益という部分につきましては事務の簡素化につながるものかと思っております。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。先程福祉課長より申し述べた部分に補足ということになるかと思いますが、町の利益ということでございます。本町におきましては通常行政財産として使っていない普通財産につきましてはできる限り処分と言いますか、譲渡なり、取り壊しなりという形でできるだけ身軽にしていくように計画をしております。公共施設総合管理計画を策定しておりますが、この目標に沿って処分できるものは処分していきたいと。このままですらん、旧東保育所の施設を町が所有し続け、みつば会が無償で借り受けるという状況が続きますと、所有者であります町が施設の修繕をずっとしていけないといけないということもございます。これまでもかなり大きな修繕も何度もやって来ている状況のなかで、そういった修繕の費用の負担がなくなる。それから最終的に今のみつば会さんが使われないということになってきますと、最終的には取り壊しもしていけないといけない。そうなると、解体の工事費用も恐らくかなり数千万という金額の解体費用が生じてくるということもございます。今回みつば会におかれまして町の許可を得まして施設の大規模の改修を行われております。そういったみつば会さんのご意思、それから町としても施設の処分等行っていきたいというような状況の中で双方協議した結果、今回譲渡という形を取らせていただければということで提案させていただいております。

○議長（米重典子） 他に質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） この件につきましては、全協でもさまざまにご説明いただいたところでございますが、これまで前事業者ののとテック様が5年間、無償貸し付けという格好で運営しておりまして、その後みつば会さんが更に5年間の無償貸し付け。この度、先程答弁にもありましたように、みつば会さんが引き続き、今度は各施設が使いやすいように2500万円かけて工事をされるという説明も全協で一定に受けたところでございます。町の管理のままで今後していくには事業者様がいろいろとサービスがよく使おうにも自由が利かないと。1回1回全部町に相談しながらという格好にもなりますので、更には、今、財政課のほうからも今後の運用に関しても町が保持しておくよりも事業者に譲渡し活用して頂きたいという説明は十分にわかりました。しかしながら、この無償譲渡、こうしたことによる条件というものもあると思いますので、その点もご説明願いたいと思います。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 今回の無償譲渡につきましては、条件としまして今の事業をみつば会におかれまして継続してやって頂くということをご条件としております。ですから児童発達支援の事業においてということになります。これが10年は必ず続けてくださいよということをご契約の中で担保として無償譲渡という形にしております。これがもし守られないということになりますと、それまでの賃貸料なり違約金等をお支払頂くような状況にもなります。町としてもそのようなことは勿論願ってはおおりませんので、今後みつば会さんにおかれまして、この譲渡となった暁にはですね、町民のためにも児童発達支援の分野で広くこの施設を有効に活用して頂きたいという風に考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 町としてはなんか、法人において迅速に云々とかいろいろなことを、業者にとってはそのほうが自分の土地ですから自由に使えるというのはわかりますが、この約8000平米ですか、建物の評価を除いても一定の

評価額があるんじゃないかと思う。その一定期間利用して頂くということによってそういう評価と同じような売却ということを求めるわけじゃありませんが、この経営の実態もどのような実態になっておるか知りませんが、やはり一定額の引き下げというか、は必要かもしれませんが、基本的に利益を上げる事業を進めるのに 8000 平米余りの土地をね、無償で貸せるのは一定の条件が付いているのでよかろうと思いますがね、これを譲渡するというのは問題があるというように思います。そこで先ほども申しましたようにお聞きした評価額等はどのようになっておるのか。財政課長は解体費用がどうか、建物が老朽化したら修繕とかね、そういう問題は譲渡するわけですから、かからないというのわかりますがね、それよりもやはり適正な価格から一定額を半分とか、3分の1とかね、そうして譲渡をしていくというのが基本じゃないかと思うんですが、これらについてどのようにお考えですか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。今回は建物及びそれに付随する土地ということで譲渡させて頂きたいという提案をさせていただいております。この建物、旧東保育所の建物につきましては、平成4年築ということで、築29年経っております。こちら木造となっておりますので、耐用年数自体は22年。もう7年耐用年数を経過しているということで、建物自体の評価としてはもう評価額自体0ということで考えております。

土地につきましては、固定資産の評価額で言うと1000万ちょっと位ありますが、今回かなりみつば会さんのほうで2500万円負担されて、建物を大規模に改修されておられるというような状況で、建物だけ譲渡しても土地のほうが町の所有のままですとやはり事業の運営に支障が出る。町が何らかの理由で返してくれと言った場合には、建物に投資した2500万円という改修費用、これも全部無駄になってしまうということもございます。そういったことから2500万円かけて改修されているようなこともされておられます。ということで、今回土地も含めた無償譲渡という形で検討を重ねたところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「討論あり」の声あり)

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

まず初めに反対討論の発言を許します。4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 無償譲渡の案件について反対の討論を行います。質問の中でも申し上げたように、価格等については一定の配慮は必要だろうとは思いますが、福祉施設として大事な使命を果たされているという点はわかりますし、基本的に数年が経過をしておるという状況で法人の都合も考える必要はあるかもしれませんが、やはりこれまでの経緯から考えて慎重な対応をする必要があるというように私は思いますし、これをこのままにしておけば、町が修繕費がいるとか、解体費用がかかるとか言われますが、どのような経緯で2500万円の投資をされたんかわかりませんが、それなりの収支のもとで投資をされてそれを今、返してもらおうとかいうようなことを要求するものではありませんが、当分の間、無償で現状のまま経緯をみて、そしてその上でどうしても経営を続けていく上で経営を安定化させるために必要であるということになれば、それなりの負担を求めていくというのが基本であるというように思います。

○議長（米重典子） 次に賛成討論の発言を許します。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 賛成討論をいたします。当該事業の無償譲渡にあたっては先の総務文教常任委員会で、みつば会さんの経営の健全化を現地に、この青近に伺って、お伺したところでございます。その際、新たな健全化計画を示され、将来展望のあるご答弁を頂いたところでございます。その計画を今、実現しようとし、上物の増築も見られるところであります。そういった折にこういった無償譲渡というご判断を町がされるということはまさに時期を得たものと思います。

町が老朽化した財産をいつまでも持って公共施設の総合管理計画は達成できないと、こういうことでは困ると思います。企業がしっかりとした取得すると

いうチャンスをこういったものをしっかり見抜いて町が英断をしないといつまでたっても財産処分はできないと、このように考えます。したがってこの財産の無償譲渡は時期を得たものと思いますので、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（米重典子） ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 12 号 財産の無償譲渡については 原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 13 号 町道路線の認定について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（福本宏道） 議案 21 ページをお開きください。議案第 13 号 町道路線の認定について 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、町道の路線を別紙のとおり認定する。令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。既存の道路を新たに町道路線に認定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 13 号 町道路線の認定については 原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 14 号 町道路線の変更について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（福本宏道） 議案 23 ページをお開きください。議案第 14 号 町道路線の変更について 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項により、町道の路線を別紙のとおり変更する。 令和 3 年 3 月 4 日 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。既存の道路を町道路線に認定することにより、また、道路事業に伴い変更となった町道路線の起終点を変更することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 14 号 町道路線の変更については 原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開は 14 時 40 分といたします。

休 憩 14 時 25 分

再 開 14 時 40 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 16 令和 3 年度 施政方針と予算の概要について を議題といたします。

令和 3 年度 施政方針と予算の概要について 説明を求めます。町長。

○町長（奥田正和） お手元に配布しております令和 3 年度施政方針をお開き頂きたいと思います。2 ページをお開きください。

#### 令和 3 年度 施政 方針

令和 3 年世羅町議会第 1 回定例会におきまして、令和 3 年度当初予算案をご審議頂くにあたり、私の町政運営に向けての所信の一端と当初予算案の概要についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の格別なご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は、世界中が新型コロナウイルス感染症の脅威に晒された 1 年となりました。1 年前には想像すらできなかったこの感染症は、私たちの生活環境を一変させ、当たり前であったものが当たり前でなくなり、生命、健康、社会、経済等、様々な分野に影響を及ぼしました。

本町におきましても、過去に経験したことがない状況に見舞われ、各種事業等の中止や見直し、小中学校の臨時休業、公共施設の休止等により、町民の皆様にはたいへんなご不便、ご負担をおかけいたしました。新型コロナウイルス感染症につきましても、未だ先行きが不透明ではございますが、引き続き、感染拡大防止策と新しい生活様式の定着に向けて取り組んで参ります。

さて、国は「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。」との判断のもと、感染拡大防止策、コロナ後に向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱

化の推進等の取り組みを進めるため、いわゆる15か月予算の考え方で、令和2年度第3次補正予算を令和3年度当初予算と一体として編成しています。令和3年度予算では、「経済財政運営と改革の基本方針2020」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することで、これまでの歳出改革の取り組みを継続し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、しっかりとしたメリハリ付けを行い、地方においても国の取り組みと基調を合わせ、徹底した見直しを進めています。

令和2年度において、本町では新型コロナウイルス感染症対策を最優先に、国、県、関係機関と連携を図りながら、切れ目なく感染拡大防止策や町民の皆様の生活・経済支援等を講じて参りました。令和3年度においても、町民の皆様の生命と生活を第一に、柔軟、そして速やかに新型コロナウイルス感染症対策に取り組んで参ります。

また、令和3年度は、第2次長期総合計画後期基本計画や第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間の初年度を迎えます。当面は、新型コロナウイルス感染症対策と、これらの計画に盛り込みました各種施策の両立を図っていくこととなります。本町が目標とする「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」の将来像をしっかりと見据え、私たちのふるさとを次世代へ確実に渡せるよう、持続可能な行財政運営を基盤に町民目線でのまちづくりに努めて参る所存でございます。

以下、令和3年度において取り組む施策について、第2次長期総合計画に掲げました5つの基本目標に沿い、その具体内容をご説明申し上げます。

第1に「健幸づくり」について申し述べます。

保健・医療の充実に係る施策のうち、感染症対策につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に努めるとともに、住民が安心して生活できるよう、引き続き感染症予防に取り組んで参ります。

健康増進対策につきましては、世羅町健康増進計画「健康せら 21」（第2次）に基づき、地区ごとの住民主体の健康づくりの推進をめざすとともに、広島大学、世羅中央病院企業団等の関係機関と連携・協力のもと、健康意識の高揚を図って参ります。健診の取り組みといたしましては、特定健診・特定保健指導、各種が

ん検診等の受診率向上に努めて参ります。さらに、第2期データヘルス計画を推進し、健康増進と健康寿命の延伸を図りつつ、医療費の伸びの抑制に努めて参ります。

食育推進事業につきましては、第3次世羅町食育推進計画を推進するとともに、食育推進ネットワークを構成する団体と連携し、町民に望ましい食習慣が定着し、健康な生活が続けられるよう支援を行って参ります。

医療対策につきましては、公立世羅中央病院を核とした地域医療体制の充実を図るため、医師確保に努めるとともに、安定した経営基盤を築けるよう、引き続き支援して参ります。また、講演会や研修会を開催し、町全体で地域医療を育み守る気運を醸成し、医療連携を図って参ります。

少子高齢化への対応に係る施策のうち、高齢者保健福祉につきましては、地域包括支援センターを中心に医療・介護・福祉の地域関係団体等の連携による地域包括ケアシステムの深化・推進に努めて参ります。高齢者等が住み慣れた地域社会の中で安心して生活できるよう、介護サービス、生活支援サービスの提供体制を整備し、高齢者の生きがいや介護予防につながる活動の支援、地域で活躍できる環境づくり等に努めて参ります。また、給付の適正化を図り、安心して介護サービスが受けられるよう新たに作成した高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画により介護保険事業の適正な運営に努めて参ります。

子どもや子育て支援に関する取り組みにつきましては、「世羅町第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期にわたる様々な支援施策を計画的・効果的に展開していくことができるよう、努めて参ります。

保育所運営につきましては、引き続き保育の質的向上に努めるとともに、私立幼保連携型認定こども園との連携と協力により、幼児教育・保育の量の確保を図り、保護者のニーズに即した就学前教育・保育の充実に努めて参ります。また、少子化が進行している中、集団保育の維持と保育施設の効率的な運営を図る視点から、将来の保育所の在り方について検討を進めて参ります。

在宅子育て支援及び母子保健事業につきましては、子育て世代包括支援センター「だっこ」を中心に、妊娠・出産及び子育てに関する相談や情報配信を行い、妊産婦や保護者からの疑問・不安に丁寧に対応して参ります。また、個々の児童の発達特性に応じたきめ細やかな相談・支援に努めるとともに、健診・訪問や予

防接種等による母子の健康の保持増進、感染症予防に取り組んで参ります。

児童虐待防止や子どもの貧困対策など、子どもの人権を守る取り組みにつきましては、子ども家庭総合支援拠点を整備し、関係機関との連携を深め、児童虐待の未然防止や貧困家庭の自立支援を図って参ります。

放課後児童健全育成事業につきましては、小学6年生までの児童が安全安心に生活できる居場所の確保及び支援の質の向上に努めて参ります。

そのほか、18歳までの児童医療費の助成をはじめ、子育て世帯の経済的負担を軽減するための施策を引き続き実施し、子育て世代や次代を担う若者にとって、魅力的な子育て環境となるよう取り組んで参ります。

障害者福祉につきましては、第2次障害者基本計画を着実に進め、障害福祉サービス・障害児通所支援及び相談支援等の充実を図り、日常生活や社会生活を総合的に支援して参ります。

第2に「ものづくり」について申し述べます。

産業の振興に係る施策につきましては、本町の基幹産業であります農業の振興において、国による農業施策の展開を鑑みながら、県等の関係機関との連携を図り、人・農地プランの取り組みにより農地利用の効率化・高度化を促進し、農業の生産性を向上させるため、安定的な力強い経営体の育成を推進して参ります。

また、農地中間管理事業を有効活用し、集落法人や認定農業者の確保・育成・連携を図るとともに、経営所得安定対策による飼料用米、WCS用稲等戦略作物を振興する一方、アスパラガス・キャベツ・白ねぎ・ぶどう等園芸作物の導入や6次産業化戦略に基づく取り組み支援、世羅ブランド事業の推進による新たな販路開拓など、より付加価値の高い農業の振興を図って参ります。さらに、町内の若者はもとより全国から農業をめざす次世代の担い手を確保し、持続可能なまちづくりをめざすことを目的とした諸事業を推進して参ります。

中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払制度を引き続き有効活用し、農地の保全による多面的機能の維持と農業生産活動・集落活動が継続して行われるよう支援するとともに、環境を重視した農業生産への取り組みを推進して参ります。

農業生産基盤の整備につきましては、県営事業によるほ場の基盤整備並びに県や町の補助事業による農業用施設の改修等を実施し、農業生産環境の整備を図って参ります。

鳥獣被害対策につきましては、集落での効果的な鳥獣被害防止対策の研修の場や、侵入防止柵の設置・環境整備等による被害防止の取り組みを支援するとともに、鳥獣被害対策実施隊によるパトロール並びに有害鳥獣解体処理場の活用促進により捕獲活動を推進して参ります。

畜産振興対策につきましては、家畜診療をはじめとした畜産衛生を担う東部家畜診療所運営会議や、畜産収益力強化体制への支援とともに、飼料用米、WCS用稲の生産供給と良質な堆肥の交換などの耕畜連携を促進して参ります。

林業の振興につきましては、県の森林税や補助事業を活用した森林整備事業として「ひろしまの森づくり事業」及び「松くい虫防除事業」を実施し、豊かな森林資源の活用と森林を守り育てる取り組みを行って参ります。また、森林環境譲与税を財源とする森林経営管理事業を活用し、森林資源の適切な経営や管理に取り組んで参ります。

商工業の振興につきましては、引き続き企業の立地や設備投資に係る支援を行っていくとともに、収束の見えない新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対し支援を行って参ります。そのほか、運転資金や設備資金融資金としての中小企業融資及びマル経融資も含めた利子補給をはじめ、後継者の育成等に資する人材育成事業や持続的な経営基盤確立に向けた小規模企業支援事業等の各種経営支援事業を世羅町商工会と連携し実施して参ります。また、創業支援につきましても、関係機関と連携してきめ細やかな対応を行って参ります。

観光の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図りつつ、観光客の新たな動向を踏まえた商品・サービスづくり、ターゲットとする地域や顧客層の重点化やそれに伴う観光ルートの造成などの各種観光事業を一般社団法人世羅町観光協会や観光事業者等との連携により効果的かつ一体的に推進して参ります。また、広島空港運営民営化や町内へのホテル事業者の進出など、世羅町内外において大きな動きが起きている中、関係機関と連携し、新たな観光事業の流れを生むべく、取り組みを進めて参ります。拠点施設である道の駅世羅をはじめ、町有観光施設の魅力や機能の充実を図るとともに、インターネット

トを含めたあらゆる媒体を活用し、一層の情報発信に努めて参ります。

第3に「人づくり」について申し述べます。

生涯学習社会の形成に係る施策につきまして、教育の面では、自立・挑戦・創造をスローガンに、「豊かな心を持ち、たくましく未来を拓く」を基本理念として、品格と潤いのある教育を推進するため、総合教育会議の開催等を通じ、教育行政の充実や教育の条件整備などにつきまして、首長と教育委員会が緊密に連携し、協議・調整することにより、教育施策の方向性を共有し、執行して参ります。

学校教育におきましては、次の5点を重点として施策を推進して参ります。

第1点目は、児童・生徒の学ぶ意欲を育て、確かな学力をつけます。生きる力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、授業改善を進めて参ります。特別支援教育につきましては、個の実態に応じた指導・支援の充実を図って参ります。幼保小連携、小中高連携につきましては、保育・幼児教育と学校教育の内容連携、小中の連携、また町内唯一の県立学校であります世羅高等学校とも連携を図り、教育内容の一貫性や充実を図って参ります。地域と学校の連携・協働につきましては、地域と学校が一体となって子ども達の育成を図るコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を進めて参ります。教育環境の整備につきましては、情報教育の充実のためのICT機器等の導入を進め、活用促進を図って参ります。

第2点目は、夢や志を育む教育活動を進め、豊かな心を育てます。道徳教育の充実に向け、要となる道徳科の授業改善を進めるとともに、生徒指導の一層の充実を図ります。また、豊かな心を育てるため、読書活動や体験活動を推進して参ります。特色ある学校文化の継承につきましては、「輝くせらの学校文化発表会」を実施して参ります。

第3点目は、健康づくりや体力づくりを進め、たくましく健やかな体を育てます。近年の大規模な自然災害の発生に鑑み、防災教育、安全教育を進めて参ります。体力・運動能力向上の取り組みを推進するとともに保護者と連携して望ましい基本的生活習慣の育成、食育指導を行って参ります。学校給食センターの整備につきましては、整備基本構想の策定を引き続き進めて参ります。

第4点目は、郷土への誇りと国際感覚を持った人材を育てます。創意工夫のある、ふるさと学習を進めるとともに、職場体験学習、子ども議会等を実施し、キャリア教育の充実に努めて参ります。また、国際理解教育の推進につきましては、小中学生の英語力向上のための事業を実施するとともに、中学生の海外研修を実施して参ります。

第5点目は、教職員の力を最大限に発揮できる環境を整備します。教職員が子どもと向き合う時間を確保するための取り組みや職場環境の充実に努めて参ります。

社会教育におきましては、次の4点を重点として施策を推進して参ります。

第1点目は、豊かな知性を育む社会教育を推進します。町民の主体的な活動に繋がるよう世羅まなびと大学等の学習事業を進めて参ります。また、様々な機会を通じた読書活動の推進や図書館サービスの充実に取り組む等、「くらしの中に本がある」環境づくりに努めて参ります。

第2点目は、感動や生きる喜びを喚起する質の高い文化・芸術の振興を図ります。文化・芸術に親しむ機会を提供するとともに、文化活動の推進に努めて参ります。また、豊かな自然と歴史的遺産に恵まれた環境を活かし、指定文化財等の保護と活用に取り組んで参ります。特に今年度は、大田庄歴史館の常設展示リニューアルや資料整理、設備改修を行うことで、魅力の向上に努めて参ります。

第3点目は、スポーツと体力づくりを推進します。関係団体と連携し、「町民一人1運動・1スポーツ参加」の促進に向けた取り組みを進めるとともに、「駅伝のまち」として駅伝大会等を支援して参ります。

第4点目は、家庭・社会の教育力の向上に努めます。PTA・保育所等保護者会の研修会への支援を行うとともに、社会全体で子どもを育てる意識の高揚を図るため、家庭教育支援チームの育成や放課後子供教室の拡充に引き続き取り組んで参ります。

地域生涯学習の推進につきましては、自治センターを拠点に各地区住民や団体等の主体的な学習活動を支援し、地域づくりの人材育成に取り組んで参ります。

共に生きる地域社会の確立に係る施策につきましては、人権が尊重され安心して暮らせるまちづくりに向けて、「世羅町人権教育・人権啓発推進計画」に基

づき、各関係機関・団体と連携を図りながら、広報紙などによる啓発事業、人権相談所の開設、人権講演会や地域人権講座などの研修会の開催、人権教育を推進する団体への支援など、人権が尊重されるまちづくりを進めて参ります。

また、第3次世羅町男女共同参画行動計画「はんぶんこプラン」の周知に努めるとともに、はんぶんこプラン推進会議と連携して、町民一人ひとりが尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の形成に向けて取り組みを進めて参ります。

さらに、青少年の健全育成では、青少年育成世羅町民会議の取り組みを支援しながら、関係団体及び関係者の連携強化に努めて参ります。

第4に「安全安心づくり」について申し述べます。

地域を支える基盤の整備に係る施策につきましては、繰越事業により町内全域に高速大容量通信の基盤となる光ファイバを整備します。また、せらケーブルネットの加入促進に努めるとともに、放送業務の受託者である三原テレビ放送との連携により、データ放送の有効活用や自主放送番組の質の向上を図って参ります。

本町の道路網は国道、県道及び町道が基幹道路として、また町民の日常生活に欠かせない生活道として機能しており、これらの道路整備について継続的な整備を行って参ります。

広島中央フライトロードの整備推進につきましては、広島県及び島根県16市町で構成する整備推進協議会により、国及び県などの関係機関に強く働きかけて参ります。また、国県道の改良につきましては、早期整備、完成に向けて関係市町との連携を維持し、国及び県などの関係機関に一層の整備促進を働きかけて参ります。町道改良につきましては、引き続き事業を実施して参ります。

町道の維持管理につきましては、橋梁やトンネルの長寿命化を図るなど、道路利用者の安全性の確保に努めて参ります。また、引き続き、地域ぐるみで草刈り作業を実施していただいている自治組織や団体等へ支援を行って参ります。

地籍調査事業の一筆地調査につきましては、早期完了に向けて事業の推進を図って参ります。

生活を支える基盤の整備に係る施策につきましては、町内9地域を上水道給

水区域としており、水道施設の適正な維持管理と配水管等の整備を行い、水道普及率の向上を図って参ります。

下水道事業につきましては、計画区域内の管路埋設工事を実施し面的整備を推進するとともに、供用を開始した地区におきましては、公共下水道への加入促進に努めて参ります。

安心、安定した飲用水を確保するため、ボーリング等の工事に対する一部補助を継続して行って参ります。

合併浄化槽整備事業につきましては、設置に伴う支援と維持管理費用の負担軽減を行うことにより、浄化槽の普及を促進し、公共水域の水質保全を図って参ります。

世羅三原斎場組合から承継する火葬場につきましては、適正な管理運営を行い、中長期的な視点に立った施設の維持管理に努めて参ります。

本町の魅力を活かし若い世代を中心とした移住定住を促進するため、相談窓口の充実を図り、空き家を活用した住宅の確保をはじめ、ニーズに応じた情報提供等、移住前から移住後までの支援を包括的に展開して参ります。あわせて、関係人口の創出・拡大の取り組みを支援して参ります。

生活の安全の確保に係る施策につきましては、各マニュアルや備蓄物資の拡充を図るとともに、防災知識の普及啓発、自主防災組織の設立及び活動を支援して参ります。また、世羅町消防団の装備及び施設の拡充を図るとともに、三原市消防署北部分署と世羅町消防団の一層の連携強化を図り、消防・水防・救急及び防災、減災体制の強化に努めて参ります。

交通安全に係る施策につきましては、交通安全施設の計画的な整備を図るとともに、交通事故防止に向けた交通弱者の安全確保や交通安全思想の普及について、世羅警察署や世羅郡交通安全協会などと連携した取り組みを強化して参ります。

消費者行政につきましては、近年、悪質かつ巧妙な特殊詐欺や悪徳商法による被害が増大しております。町民の安全と安心を確保するための相談窓口業務を継続し、効果的な啓発活動について関係機関・団体との連携した取り組みを今後とも強化して参ります。

潤いのある環境の整備に係る施策につきましては、廃棄物の適正処理と循環

型社会の形成を推進して参ります。日常生活の中で各家庭より排出される多様なごみの処理については、安定的かつ継続的に実施して参ります。

脱温暖化の施策につきましては、「第3次脱温暖化せらのまちづくりプラン」により、住民、事業者、行政が相互に連携し温室効果ガス排出量の削減に取り組み、引き続き再生可能エネルギー機器の導入を支援して参ります。

公害防止対策につきましては、法令に基づいた指導、監督を実施し、関係機関と連携しながら、公害発生防止並びに改善を図り、環境の保全に努めて参ります。

町民の居住環境の質の向上を図るとともに、三世帯家族の形成による家族の絆の再生等を目的とした住宅リフォームに対する補助を継続して参ります。

公共交通につきましては、「地域生活を維持するための移動手段の確保」及び「地域経済の活性化への寄与」という果たすべき役割を踏まえ、「地域を支える持続可能な公共交通ネットワークの構築」を基本理念とする「世羅町地域公共交通網形成計画」に基づき、着実な事業の推進を図って参ります。

第5に「地域づくり」について申し述べます。

協働のまちづくりの推進に係る施策につきましては、地域課題の解決や地域資源の活用など、地域おこし協力隊の活動支援と併せ、住民参画の推進とまちづくり活動の推進に努めて参ります。さらに、住民自治組織における「地域づくりビジョン」の実現に向けた取り組みを支援して参ります。

地域活動の拠点施設である自治センターにつきましては、13地区の振興協議会等による指定管理を継続するとともに、耐震補強や改修が必要な施設につきましては、地域や関係機関等と調整協議を重ねながら順次整備を進めて参ります。

以上、第2次長期総合計画にあります5つの基本目標に沿って、令和3年度での施策の概要について申し述べさせて頂きました。

これまで申し述べました施策を計上いたしました令和3年度当初予算案は、一般会計が110億5,700万円、特別会計が5会計で49億2,869万円、企業会計が2会計で11億5,810万円でございます。

本町の財政状況は、依然として厳しい状況にございますが、令和3年度は、町

の将来を占う大切な一年となります。コロナ禍で一変しました社会構造の変化にうまく対応し、この一年間を未来につなぐ躍進の時と捉え、魅力満載の世羅町を益々元気に輝かせられるよう、効果的な施策展開に取り組んで参る所存でございます。

議員各位におかれましては、提出いたしました議案につきまして慎重審議を頂きまして、ご議決頂きますようお願い申し上げます。

令和3年3月4日

世羅町長 奥田 正和

なお、予算概要につきましては、財政課長より説明させ、提案説明とさせて頂きます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） それでは別冊令和3年度予算の概要1ページをお開きください。

#### 令和3年度予算の概要

##### 【一般会計】

令和3年度当初予算案総額は、11,057,000千円でございます。

経常経費の削減や事業の優先順位付け等により、予算規模の抑制を図りましたが、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめとした物件費や投資的経費の増加により、令和2年度当初予算と比較して140,000千円、1.3%増加しております。

##### ○歳入

町税は、1,872,816千円を計上いたしました。その内訳は、町民税600,546千円、固定資産税1,114,185千円、軽自動車税78,610千円、町たばこ税79,180千円、入湯税295千円でございます。

地方交付税は、4,490,000千円を計上いたしました。これは、令和2年度当初予算と比べ20,000千円、0.4%の減少の見込みでございます。

地方譲与税等の県の指示数値によるものは、地方譲与税194,158千円、利子割交付金1,551千円、配当割交付金6,542千円、株式等譲渡所得割交付金6,285千円、法人事業税交付金16,333千円、地方消費税交付金353,591千円、ゴルフ場利用税交付金6,383千円、環境性能割交付金26,921千円、地方特例交付金

16,124千円、交通安全対策特別交付金2,497千円を計上いたしました。

国庫支出金は921,378千円、県支出金は1,405,100千円を計上いたしました。

町債は、過疎対策事業債399,000千円、臨時財政対策債340,000千円等、総額908,200千円を計上いたしました。

その他の収入として、分担金及び負担金は44,058千円、使用料及び手数料は119,447千円、財産収入58,910千円、寄附金50,001千円、繰入金は271,381千円、繰越金100,000千円、諸収入185,324千円でございます。

#### ○歳出

(1) 議会費 予算額 87,265千円

(2) 総務費 予算額 1,448,709千円

主な事業内容は、本庁舎・支所等の維持管理、交通対策事業、IT管理、自治振興、自治センターの維持管理、移住・定住促進事業、国政選挙等でございます。

(3) 民生費 予算額 2,336,462千円

主な事業内容は、世羅町社会福祉協議会補助金、外出支援事業補助金、訪問給食サービス、自立支援給付費等の扶助、児童手当、公立保育所の運営、私立認定こども園施設型給付費交付金、在宅子育て支援、生活保護、人権施策事業等でございます。

(4) 衛生費 予算額 1,931,846千円

主な事業内容は、総合健診、感染症予防対策事業、浄化槽設置整備事業及び維持管理費補助金、ごみ収集、母子保健事業、世羅中央病院企業団負担金、福祉医療等でございます。また、令和3年度より世羅三原斎場組合から承継する火葬場の運営を行って参ります。

(5) 労働費 予算額 10,000千円

(6) 農林水産業費 予算額 1,375,004千円

主な事業内容は、農業委員会費、農林業振興対策事業補助金、有害鳥獣被害対策事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、県営ほ場整備事業、地籍調査事業、中山間地域等直接支払交付金、ひろしまの森づくり事業補助金、小規模崩壊地復旧事業等でございます。

(7) 商工費 予算額 253,476 千円

主な事業内容は、世羅町商工会補助金、地域商品券発行事業、官民共同プロジェクト事業、観光施設の維持管理、世羅町観光協会補助金等でございます。

(8) 土木費 予算額 991,439 千円

主な事業内容は、国県道改良工事負担金、県道、町道及び河川の維持管理、町道改良工事、町営住宅の維持管理、住宅リフォーム補助金等でございます。

(9) 消防費 予算額 534,084 千円

主な事業内容は、消防団の運営、消防車両購入、三原市への消防事務委託、自主防災組織活動補助金等でございます。

(10) 教育費 予算額 763,717 千円

主な事業内容は、公立小中学校の維持管理及び教育振興、特色ある学校づくりの推進、生涯学習及び文化活動の推進、図書館の運営、大田庄歴史館のリニューアル、スポーツと体力づくりの推進、給食センターの運営等でございます。

(11) 災害復旧費 予算額 5,508 千円

(12) 公債費 予算額 1,289,489 千円

公債費は、長期借入金に係る償還元金及び利子でございます。

続いて、特別会計予算の概要を申し上げます。

【特別会計】

○国民健康保険事業特別会計 予算額 1,673,250 千円

主な事業内容は、保険給付、広島県への納付金、人間ドック等の疾病予防事業等でございます。

○後期高齢者医療制度特別会計 予算額 571,066 千円

主な事業内容は、広島県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

○介護保険事業特別会計 予算額 2,622,456 千円

主な事業内容は、要介護認定、保険給付、介護予防事業等でございます。

○介護サービス事業特別会計 予算額 8,235 千円

主な事業内容は、介護予防ケアプランの作成等でございます。

○農業集落排水事業特別会計 予算額 53,679 千円

主な事業内容は、農業集落排水施設の維持管理等でございます。

続いて、公営企業会計予算の概要を申し上げます。

【公営企業会計】

○上水道事業会計 予算額 697,663 千円

主な事業内容は、上水道施設の維持管理等でございます。

○公共下水道事業会計 予算額 460,438 千円

主な事業内容は、下水道施設の維持管理及び下水道管理設工事等でございます。

以上、令和3年度当初予算につきまして、その概要を申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（米重典子）これをもって、令和3年度 施政方針と予算の概要について の説明を終わります。

日程第17 議案第15号 辺地に係る総合整備計画の変更について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画課長。

○企画課長（道添 毅） 議案25ページをお開きください。議案第15号 辺地に係る総合整備計画の変更について 辺地に係る総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、町議会の議決を求める。令和3年3月4日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。辺地対策事業債を活用したまちづくりの推進を図るため、山福田辺地に係る総合整備計画を変更することについて町議会の議決を求めるものでございます。

次ページをお開きください。辺地に係る総合整備計画の変更について 辺地に係る総合整備計画の一部を次のように変更する。辺地に係る総合整備計画中、辺地の人口「304人」を「283人」に、第2項公共的施設の整備を必要と

する事情の「建物の老朽化や耐震性に問題があるため」を「建物の老朽化や耐震性等に問題があるため」に、第3項公共的施設の整備計画の「平成32年度まで 3年間」を「令和4年度まで 5年間」にそれぞれ改める。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第15号 辺地に係る総合整備計画の変更については 原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 道の駅世羅の指定管理者の選定について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 議案27ページをお開きください。議案第16号 道の駅世羅の指定管理の選定について 世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年世羅町条例第26号）第3条の規定により、道の駅世羅の指定管理者の選定について別紙のとおり提出する。令和3年3月4日 提出 世羅町長 奥田 正和

提案理由でございます。道の駅世羅の指定管理者に一般社団法人世羅町観光

協会を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4番(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) これまでの収支、それと今後3年間の指定管理料についてどのような考えなのか、お尋ねいたします。

○商工観光課長(前川弘樹) 議長。

○議長(米重典子) 商工観光課長。

○商工観光課長(前川弘樹) お答えします。指定管理料につきましては3年間で6682万2000円でございます。単年度で行きますと、2227万4000円でございます。収支についてでございますけれども、開園以降非常に頑張っておりまして、収支状況についてはこのコロナ禍においてもご努力を頂いております。今後3年間につきましては観光対策事業でありましたり、広域連携事業でありましたり、広報宣伝事業あるいは合宿誘致であったり、そういったものを進める中で、町の潤い、観光振興事業を合わせて進めて頂くということにしております。

○4番(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) 年間200万ちょっとということですが、管理料の主な支出というか、内容について。

○商工観光課長(前川弘樹) 議長。

○議長(米重典子) 商工観光課長。

○商工観光課長(前川弘樹) 指定管理者の管理の選定におきましては設備点検費、光熱水費、通信費、事務費、清掃ごみ処理、機械整備、植栽管理、駐車場誘導人件費等、こういったものの3年間の実績を踏まえてはじいたところでございます。それによって募集をしたところでございます。

○議長(米重典子) 金額はでないんですか。大きなところの。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。今、ご説明した中で一番大きいところの費用で行きますと、人件費であり、光熱水費、ごみ清掃のところでございます。

○議長（米重典子） 金額は出ないんですかと聞いているんです。

▼【商工観光課長：「 すみません、ちょっと時間頂きます。」】

どうでしょうか。

▼【矢山議員「(聞き取れない)」】

4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） なぜこういうことを言うかと言うと、適正な指定管理料でなくてはならんという立場で聞きよるわけなんで、最初に1回目の質問で道の駅全体の収支をお尋ねしましたよね。黒字になって全部を吐き出しなさいということをおもうとも思わんのんですがね、やはりそれなりに管理料の見直しが必要であるという立場なんですよ。それで全協の中での説明では今後の在り方については3年間で考えるというような、正確に記憶しておりませんが、そういう意味のことを言われたと思うんですがね、それも必要なことではあるかもしれませんがね、やはり実態を見て人件費等は何%町が指定管理料の中に見込んで、指定管理料をはじいているか知りませんがね、できるだけ運営によってカバーできる人件費はきちっと削減をしていくというか、そのほか光熱費等は一定に出されてもいいと思うんですが、事務費の内容もわかりませんが、ここらもね、見直せるところは見直しながらね、やる必要があるんじゃないかという考え方なんです。そこらはどういう考えを持っとられるんですか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。道の駅世羅につきましては27、28、29が第1期でございます。30、令和元年、令和2年が2期目でございます。当初やっていただいた3年間の実績を基に指定管理料をはじいていったところでございます。大体人件費部分でいきますと、大体2名程度を見込んでいるところでございます。今後の3年間についてでございますけれども、まず1

期目というのはわからない中でスタートしたというところがありますので、いかにそういったことを確立するかというのがまず1期目の3年であり、2期目の3年についてはそれがほんと安定していくところであり、これからの3年間というのは成熟していき、潤いが津々浦々に広がって行くという3年間になっていくのではないかという風に考えてございます。この施設については、公募しない施設ということで候補者を決めていくというところでございますが、先般出た意見では非公募じゃなしに、広く公募したほうがいいのではないかとというようなご意見が出たところがございますので、まずそういったことよりも今のところどういう風にやっていくかというところから次のことも考えていければいいかなというようなことを思った次第でございます。

○議長（米重典子） 金額のほうは出そうですか。

今、担当課のほうから少々時間を頂きたいということでございます。暫時休憩といたします。

.....

暫時休憩 15時40分

再開 15時44分

.....

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。先程の矢山議員の質疑に対しまして答弁を許します。商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 失礼しました。道の駅世羅の指定管理料の算定でございますけれども、29、30、31の受託料店舗販売補助金その他を踏まえて精算した額から仕入れとか、直営店仕入れ、そういった支出の合計、それから差し引いた額について3年間の指定管理料をはじいておるところでございます。

具体にいけますと、収入合計につきましては2億8159万7000円、支出合計で行きますと、3億387万1000円その引き算をしました2227万4000円、これを3年間の指定管理料としてはじいているところでございます。報告が遅くなり申し訳ございません。

○議長（米重典子） 他に質疑ありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 指定管理者の選定の具体的なことをお伺いしたいと思います。先程選定委員会で審査項目何点か挙げられましたけど、その中の説明がですね、審査項目と審査する内容、実は我々が知りたいのは、たとえば公の施設としての機能はどうかと聞かれたら提案者のこういう点が公の施設としてりっぱだから道の駅の指定管理者として観光協会を指定したと。こういった説明頂きたいんですよ。そうすると何点かあったうちの審査項目のここを評価したと。こういう点がりっぱであったと。ここをもう一度ご説明して頂きたいと思います。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。この候補者選定にかかる審査基準チェックシートというものを作ってございます。たとえば新設の効用を最大限に発揮するという項目で行きますと、5項目ございます。その中でこの項目につきましては、たとえば全体で1点、1.5点、2点、2.5点ということになっております。その最大評価で行きますと、要は3.5点がこの施設の効用を最大に発揮するところの点数になってきます。

次に管理経費の縮減にかかる項目でございますが、これについては2項目でございます。要は施設の管理運営にかかる町の経費、指定。

▼【藤井議員：「議長、議長。」】

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 審査項目を聞いておるんじゃないと言ったでしょ。提案があったいい点をどこを評価したかと聞いているんですよ。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私より藤井議員からのご質疑にお答えさせていただきます。選定委員会におきましてこの提案を差し上げておる者を選定をさせていただきます。ただ今議案として提案をさせて頂いてございます。その中で子細にわたります数字、また項目がありますけれども、先程ご質疑頂きました形として提案書の内容を拝見しましたところ、大きく4点確認をさせていただいたところでござ

います。

まず、このインフォメーション機能を持たせ、町内外にご案内をしていく点として、従業員全員がコンシェルジュとしての役割を全うし対話を重視した接客を行っていただけること。それからこれまでの6年間同様にこの道の駅の休館日は12月31日のみとし、いつ立ち寄っても新鮮な情報、世羅の産品が手に取って頂ける道の駅を継続できること。そして、お客様を迎えるにあたりまして、トラブルや苦情やそういった諸問題発生させないことを日々第一に掲げて頂きましたこと。そして、4点目でございますけれども、現在コロナ禍でもございます。コロナ禍で得た当地のイベントの在り方に配慮した集客を今後も行っていく。そこに近隣の農事組合法人や周辺の皆さま方とも連携し、内外問わず道の駅に立ち寄って頂く動機を増やす取り組みをなさって頂ける。そういった提案事項を勘案いたしまして、提案を差し上げた者に決定をしておるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ありがとうございます。安心しました。実はですね、道の駅の指定管理者はですね、公募しない施設としてですね、保護されております。今、今度3期目に入ります。学校で言えば小学校卒業でございます。次中学校。ここまでは今回の指定管理者で我々もこの施設でやるんですけど、さて次、高校ですよ。高校はもう自立させたらどうでしょうか。公募からはずしてですね、自由な一般競争の世界に可愛い子どもを育てるためにもそういう所へ出して、一般競争によって先ほどありました提案ですね、コンシェルジュ機能とか、休みがどうのこうのとか、そういった機能をですね、入札条件にして、公募条件にして、広くやって、たとえば観光協会もそれだけのノウハウを蓄積してますから、十分他の民間業者とも戦える。そんな思いがしております。ですから、次期の見直しにあたってはですね、是非とも公募の施設からはずしてそろそろ独り立ちする施設として取り扱うというか、世羅の貴重な財産ですから、町有財産でもあります。有効に活用して頂きたいと思うところがございます。その辺の考えをお伺いします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。ただ今6年が経過し、これからの3年を迎えますと、合わせて9年。その後の指定管理の在り方につきましてご質疑をいただいたところでございます。現在のところ少し基本的な部分に触れさせていただきますが、世羅町の指定管理制度につきましては平成17年から現在、15年余り経ってこようとしております。その中で適切な期間を基本的には3年と言う形で構えて進んできております。3年が来るごとに指定管理者を選定をしてという形でございますが、広く近隣、また県、国を見ますと、5年であるとか、また10年であるとか、そういった見直しもされておるところがございます。特にPFI、民間資金を投入したもの、そして福祉等々施設の管理者とが長期継続的な関係を結んでおくことが必要な施設、そういった部分では長期の指定管理が望まれ、またそれを実践されておるケースもございます。ただいまご提案をいただいたところでございます。次の3年後には再度の選定に入って行くわけございまして、そのときにこの道の駅が、どういった指定管理の在り方がふさわしいのか。そしてどういった選定の方法、かかわって頂くことがふさわしいのか。そういったところをですね、今後の3年間の運営をしっかりと見させていただいて、決めていく必要があると考えているところでございます。現在におきましては、次回の選定方法をこちらで決定なり答弁させて頂くことには至りませんが、ひとつのご提言、ご意見として承らせて頂きたいと存じます。以上でございます。

▼【藤井議員：「議長」】

○議長（米重典子） 藤井議員もう3回済みました。申し訳ありません。

ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 16 号 道の駅世羅の指定管理者の選定については  
原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 17 号 せら香遊ランドの指定管理者の選定について を  
議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 議案 29 ページをお開きください。議案第 17 号  
せら香遊ランドの指定管理者の選定について 世羅町公の施設における指定管  
理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定  
により、せら香遊ランドの指定管理者の選定について別紙のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田 正和

提案理由でございます。せら香遊ランドの指定管理者に有限会社ジャパング  
リーンサービスを選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定  
手続等に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求めるものでござ  
います。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより  
質疑に入ります。質疑ありませんか。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） この香遊ランド指定管理につきましては、昨年非常に残  
念ではございましたけれども、以前されていた方が撤退されまして、ほんとに  
心配していたところ、さまざまな定例会においてお伺いしたら、3 月くらいま  
では先ほど課長の答弁にもありましたが、こうした指定管理者を設けたいと  
いう気持ちを聞いていたところ、ひとつは安心して、このコロナ禍においてこ

ういった事業に手を挙げて頂けたことはほんとにうれしいことだと思いますが、この選定にあたりまして先ほど公募による1者のみということなんか、複数者、一応問い合わせ等そういったこともあり、この者に決定されたものなのか。そして、このコロナ禍においてこれまでのこのせら香遊ランドの指定管理料、こうしたものも5年間の期間だったと思います。今回は一応、3年という設定で組まれておるところも1点お伺いしたいと思います。そして金額的にも約5年間の2500万程度だったかと思いますが、年におきますと500万程度の指定管理料になっておるのではないかと思いますが、そういったところ、今後どういうお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。この施設につきましては公募させて頂きまして、現地説明会にはたぶん2者いらっしやったと思います。その中で実際の申請書を出された方は1者でございました。ですからその1者について選定委員会のほうで高く評価されたということでございます。

指定管理料につきましては、前回5年間というところでございますけれども、今回はコロナ禍の状況もございますし、短い3年の中でやっていくというところで考えているところでございます。額につきましては、前は5カ年間でございますが、これを3年にした場合、同じ、近い額で募集してきたところでございます。その中で指定管理者、今回募集された指定管理者のこのグループはですね、昨年の4月から八田原グリーンパークの指定管理者としてもご努力をいただいて、非常に頑張っているところでございます。そういった中から世羅の観光面でありますとか、自然とかそういった中で可能性が高いということで提出されたものと承知をしております。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 答弁で非常に心配になったところがございまして、コロナ禍だから3年の指定管理、いつやめられてもいいような感じに聞こえてしまうんですけども、その八田原グリーンパークさんも務めて頂きまして、更に香遊ランドのほうも再度務めて頂くということ、そういうことになりましたら、この3年間と言わず、5年というこれまでどおりの計画で、また指定管理料に関しても、前任者の方も非常にきつというところもあったのかなという

改善点もあるのかなと思いますが、全く前回と同じ、更に管理期間が3年という、非常に心配をする指定管理の選定に、運営状況になって聞こえてきましたけれどもその点大丈夫でしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子）、商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） やはり提案されたほうも利用者数の目標とか目標値について、現状の動向をみつつ、初年度より、2年、3年度目に向けていろいろとやって行かれないというようなところを考えておられます。ですから、新たにサブグラウンド使ったようなイベントであるとか、さまざまなイベントの状況であったり、グループを通じて経費の縮減ということにご努力頂くような計画になってございます。そういった意味でまず長いスパンよりはまずこの3年間の中でしっかりやって頂く中で、私どもも次の公募のときにはどういう形をすべきか、その辺は深く掘り下げて参りたいと考えてございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 非常に頼もしく思いますので、3年間しっかり密にね、こういったコロナ禍において手を挙げてくださった事業者、またほかの指定管理もして下さっておりますので、しっかり密に連携をとって、また指定管理を降りるといふことのないように、事業者の方とは連携を取ってしっかり進めてください。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。やはり3年間というところをです、しっかりとお互いに取り組んでいかなければならない。それをお互いが緊密に連携をとりながら進めていかなければならないというご指摘を、ご質疑として頂いたところでございます。

商工観光課長からも申し述べましたとおり、現在芦田湖オートキャンプ場の指定管理者も合わせて頂いておることから町の中心に位置するこの香遊ランドとそして広島県東部を玄関口となりますこのオートキャンプ場、コロナ禍と言えども、キャンプ場の盛況ぶりというのは聞き及んでおるところでもご

ざいます。そういったノウハウも生かして頂きながら、この3年間を共に歩ませて頂き、これまでと同様に多くの方々が来客され賑わいがまた戻って来ますように進めて参りたいと考えておるところでございます。

○議長（米重典子） 他に質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ちょっと念押しだけさせて頂きたいと思います。実はご答弁伺っておる中でですね、どうも指定管理者の考え方がちょっとずれているのではないかと思う。なぜかと言ったら、指定管理者と言うのは業務委託じゃないんですよ。施設を委託して管理してもらうんじゃない。施設を町に代わって管理して頂いて、民間の活力を引き出す。これが指定管理者なんです。今、答弁聞くと、3年に短くするというのは様子を見ながらと。これは委託契約の話なんです。指定管理者というのはもっと大きな器で物事を対峙しないと指定管理者の本当の民間活力は引き出せない。そう思うんです。従って3年で問題が起こったり、5年で問題が起こったら次はスパンとしたら10年なんです。10年でどんな効果が出るだろうかと。そこを見ないと、指定管理者というのは下請け業者、委託業者じゃないんですからしっかり取り組んでもらいたいと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。指定管理者の在り方についてご示唆を頂きました。議員ご指摘のように指定管理手続き等に関する条例の中におきましても、この指定管理にあたってはその施設の効用を最大限に発揮できること。そしてその上で経費の縮減が図れること。そういうところに触れてあるところでもございます。ご示唆頂きましたように大きな指定管理者による設備投資、また減価償却を伴うものにつきましては、3年では回収がなかなかむずかしく、5年、リース等におきましても60回等々で考えればそういった中長期のスパンが必要になって参ります。ご指摘頂きましたことを現場に、またこれからの業務に反映をさせて頂く中で、今後の指定管理の期間の在り方、そういった部分、前段の答弁とも関連しますけれども、留意を図って参り検討の

素材に加えさせていただいて参りたいと存じます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 17 号 せら香遊ランドの指定管理者の選定については原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 18 号 世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 31 ページをお開きください。議案第 18 号 世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について 世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。公職選挙法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 45 号）の施行により、世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 18 号 世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 19 号 世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 36 ページをお開きください。議案第 19 号 世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 43 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対して支給する防疫等作業手当の特例を定めるため、世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより

質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 19 号 世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 20 号 世羅町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 38 ページをご覧ください。議案第 20 号 世羅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 世羅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 143 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田 正和

提案理由でございます。世羅町消防団員の推移及び恒常的な欠員数を把握し、定員の減員を行うことで条例定数が算出根拠となっている義務的負担金の軽減を図るため、世羅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより

質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 恒常的な欠員ということと言われるわけですが、現状がおおよそでいいですが、どのようになっているのか。それから義務的負担金が、人数が算出の根拠になるということですが、この点も総務課として気持ちはわかるんですが、ここらの算出の根拠と最初にお尋ねした定員というか、団員数ですよ、そこら辺おたずねします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 4番議員のご質問にお答えさせていただきます。現在の消防団員数でございます。令和3年1月の時点で645名の登録でございます。また、団員数を基にするさまざまな費用がございますけれども、対象となりますのが退職報奨金の掛け金並びに災害補償の負担金でございます。今回、50名を減らすわけでございますが、これに伴います影響額でございますが、今現在約1600万円かかっているところがですね、今回50名の定員減によりまして、約111万円減額となります。結果といたしまして、1600万円のところが1480万円余りに減額ということになって参ります。

○議長（米重典子） 他に質疑はございませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第20号 世羅町消防団の定員、任免、給与、服務等に関

する条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は4時40分といたします。

休 憩 16時28分

再 開 16時40分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ここで時間延長いたします

【時間延長 16時40分】

日程第23 議案第21号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） それでは議案40ページをお開きください。議案第21号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例 世羅町手数料条例（平成16年世羅町条例第54号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和3年3月4日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が令和元年5月31日に公布されたことに伴い、世羅町手数料条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第 21 号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例 は  
原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 22 号 世羅町火葬場設置及び管理運営等に関する条例  
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） 議案 42 ページをお開きください。議案第 22 号 世羅町火葬場設置及び管理運営等に関する条例の制定について 世羅町火葬場設置及び管理運営等に関する条例を別紙のとおり提出する。 令和 3 年 3 月 4 日  
提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。令和 3 年 3 月 31 日をもって世羅三原斎場組合が解散することに伴い、世羅町火葬場設置及び管理運営等に関する条例を制定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 条令の中身でございますが、第 3 条（2）、手術肢体の焼却に関する事という風に表記をしておりますが、焼却というのはごみで

はないんですから、火葬という表現が適切な表現だと思うんですが、上位法あるいは関連法でこのような表記になっておるのでしょうか。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） お答えいたします。この条例の準備をいたしますのに、近隣の火葬場の運営に関する条例を参考にさせて頂きまして、また現在行っております組合での規約がございますが、この規約も合わせて参考にし、同じように表記したものでございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 非常に違和感があるわけですが、これはもう少し適切な表現でですね、火葬という表現に変えるわけにいかないですか。そこらが非常に軽々しく扱っているような条文になっていると思います。

○議長（米重典子） 執行者側から上位法などの確認をしたいということです。少し時間を頂戴したいということです。

暫時休憩といたします。

-----  
暫時休憩 16時54分

再開 16時58分  
-----

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。町民課長。

○町民課長（山口 徹） それでは久保議員のご質問にお答えいたします。

（2）の手術肢体の焼却に関することの焼却の部分でございますが、墓地埋葬に関する法律をみますと、火葬とは死体を葬るためにこれを焼くことという風に記してあります。つまりは死体を葬る場合は火葬ですよということでございますので、（2）の場合は身体の一部となりまして、ご本人様は当然生きておられますので、死体ではないということになります。ということで、表現的にはどうかというのはわかりますが、死体となっていないもの、身体の一部でございますので、医療廃棄物という言い方もしますが、同じような考え方で、身体の一部ということになりますと、焼却にあたるということでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 22 号 世羅町火葬場設置及び管理運営等に関する条例は 原案のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 23 号 世羅町学校資料館設置条例を廃止する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） それでは議案 46 ページをご覧ください。議案第 23 号 世羅町学校資料館設置条例を廃止する条例 世羅町学校資料館設置条例（平成 16 年世羅町条例第 83 号）を廃止する条例を別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。世羅町学校資料館の閉館に伴い、世羅町学校資料館設置条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 資料館の廃止の条例なんですが、まだ旧世羅西町の4つの小学校の展示物というか、あったと思うんですが、それはどのような扱いになるのでしょうか。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） ご質問にお答えいたします。現在旧山福田小学校2階部分の4部屋に各旧小学校ごとにそれぞれの学校から持ち込まれた展示品を展示をいたしている状態です。昨年10月、11月頃にですね、もう一度どのようなものがあるのかということを確認をしましたが、写真あるいは児童の制作物等合わせて4小学校で700点余りが今、展示をされている状態となっております。なお、賞状等もございしますが、壁等に吊るしてある、額縁に入って吊るしてあるものもあつたりするんですが、なかには吊るすひもが切れてですね、落下をして額縁が完全にもう破損していたり、かなり展示品の傷みが進んでいる状況となっております。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） すみません。扱いについてですが、今後につきましては、児童に関する記録等につきましては、現在のせらにし小学校のほうに引き継がれて保管を、保存をしている状態です。先程申しました展示品につきましては、地域の思い出ということもございしますが、各自治センター、該当する自治センター長さんのほうにですね、それぞれの自治センターに持ち帰って保管をして頂けないだろうかということも11月の段階で相談を持ち掛けさせて頂きました。自治センター長のほうからもまず地域のほうにも声を掛けさせて頂きたいということでしたので、自治センターだよりを通じて現地の内見、これを各地域ごとにですね、期日を定めて見て頂き、現在については、持ち帰って自治センターに保管して頂くものに付箋等貼って今、持ち帰り品を定めているという状況です。なお、令和3年今月末、3月末までにはですね、その作業を完了して頂きたいという旨をお伝えをしている状況でございます。

○議長（米重典子） 暫時休憩といたします。

暫時休憩 17時07分

再開 17時10分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

たいへん失礼いたしました。ただ今議案の中で、47ページの上段、世羅町学校資料館設置条例であるところ、設置「及」という字が入っておりました。提案者のほうから訂正の申し出がございました。これを削除するというご異議ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

したがって「及」という文字を削除することといたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第23号 世羅町学校資料館設置条例を廃止する条例 は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第24号 世羅町ひとり親家庭等 医療費支給条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは議案 48 ページをお開きください。議案第 24 号 世羅町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例 世羅町ひとり親家庭等医療費支給条例（平成 16 年世羅町条例第 90 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 4 日 世羅町長 奥田 正和

提案理由でございます。広島県福祉医療費公費負担事業補助金交付要綱（昭和 54 年 6 月 16 日制定）の改正により、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条に規定する修学中の被保険者の特例の適用が明記されたため、世羅町ひとり親家庭等医療費支給条例を改正することについて、町議会の議決を求めらるるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 24 号 世羅町ひとり親家庭等 医療費支給条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第 27 議案第 25 号 世羅町重度心身障害者 医療費支給条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 議案 50 ページをお開きください。議案第 25 号 世羅町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例 世羅町重度心身障害者医療費支給条例（平成 16 年世羅町条例第 97 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。広島県福祉医療費公費負担事業補助金交付要綱（昭和 54 年 6 月 16 日制定）の改正により、受給対象者の拡大及び制度運用上の根拠法令等の文言整理が行われたため世羅町重度心身障害者医療費支給条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員）であります

したがって、議案第 25 号 世羅町重度心身障害者 医療費支給条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第 28 議案第 26 号 世羅町介護保険条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） それでは議案 52 ページをお開きください。議案第 26 号 世羅町介護保険条例の一部を改正する条例 世羅町介護保険条例（平成 16 年世羅町条例第 102 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。第 8 期世羅町介護保険事業計画の策定により介護保険料率を変更するため、世羅町介護保険条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 26 号 世羅町介護保険条例の一部を改正する条例 は原案のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 27 号 世羅町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） 議案 54 ページをお開きください。議案第 27 号 世羅町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条

例 世羅町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成 29 年世羅町条例第 23 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。 令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の改正に伴い、世羅町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 27 号 世羅町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

この際、日程第 30 議案第 28 号 世羅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 から 日程第 33 議案第 31 号 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 の 4 件について関連がありますので「一括議題」といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） 議案 56 ページをお開きください。議案第 28 号 世羅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 世羅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 29 年世羅町条例第 24 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 38 号）の一部改正に伴い、世羅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

議案 62 ページをお開きください。議案第 29 号 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成 24 年世羅町条例第 26 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の改正に伴い、世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

議案 81 ページをお開きください。議案第 30 号 世羅町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 世羅町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成 27 年世羅町条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、世羅町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

議案86ページをご覧ください。議案第31号 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成24年世羅町条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和3年3月4日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） まず条例の一括提案というのがまちがいです。聞きよってですね、どこを読みよってかわからんのんです。せっかくこの新旧対照表がありながら、新旧対照表は全然無視です。何ページ、何ページでめくるのにつ

いていけない。こういう説明で理解して、採決してもらっては困りますよ。全く理解できないんです。

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） 一括提案をした理由でございます。まずいずれも基準省令改正に伴う改正でございますので、一括提案とさせて頂きました。かなり多い内容でございましたので、ちょっと早口になって大変申し訳ございませんでした。こちらにつきましては指定居宅介護事業等の事業につきましては、改正内容につきまして説明を再度いたしますと、介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減について行うものでございます。また感染症や災害の対応力の強化、そしてケアマネジメントの質の向上と効率修正の確保、自立支援重度化防止の取り組みの推進がこの改正によりまして図られるものでございます。

地域密着型介護予防サービス事業につきまして、地域密着型サービス事業と地域密着型介護予防のサービス事業の条例の改正につきましては、介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減、感染症や災害への対応力の強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援重度化防止の取り組みの推進がこの改正によって図られるものと思われま。

介護予防支援等の事業はこちらはですね、地域包括支援センターで世羅町の直営となっております。こちらにつきましても、やはり介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減、また感染症や災害への対応力の強化、自立支援重度化防止の取り組みの推進が図られるように改正を行うものです。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） この介護予防のですね、担当者説明会の原稿では困るんですよ。こっちは素人が、はっきり言って素人がですね、この条例を可決するかしないかという立場で聞こうとしているんですよ。ですから制度のね、解説をしてもらっても全く理解ができない。ここには何を謳ってあって、どんなに効果がでるんで、議員の皆さん認めてくださいという説明して頂かないと、何条に何があってということで、だらだらだらだら言われても理解ができない。

そのことを言っているんです。

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） 申し訳ありません。どういった改正かということにつきましては、指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準につきましては、何ページと言ったほうがいいですか。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 7 番議員からのご質疑にお答えをさせていただきます。非常に駆け足となる中で、非常に多くの内容を提案をさせて頂いているところでございます。40 分程度の説明のなかで新旧対照表につきましては、前後する中でお読み取りを頂くことも非常に忙しい状況であったという風にお見受けをさせて頂いているところでもございます。関連あって一括提案という形で取り扱いをさせて頂いているところにつきましては、すべての共通する流れとして大きなポイントがすべての条項、条例に反映をされてきているというところで一括提案に至っているところでございます。端的に申し上げまして、子細につきましては、お手元の条令、改正案、提案部分並びに新旧対照表を見返し頂くことにはなると思いますが、共通して言えますことは、人の命を守る、またこの安心と安全を守っていく中で国において上位法が改正されたものを反映をしていくというところでございます。その中で4 点ほど大きくありますので、その部分をお踏まえ頂いてご審議頂くという形になると思います。

1 点目につきましては、天変地異、また災害等での業務継続計画の策定を具体的に条項を盛り込むこと。そしてその次にこのたびのコロナ禍でもございます。感染症の予防及び蔓延の防止のための措置、これはテレビ会議等も踏まえた形が可能になるように条例改正がなされていくこと。そして虐待の防止、それからデジタルトランスフォーメーションもにらむ中で、電磁的記録ができる形でこれを追加していく。そういった形での大きくポイントとして条例を改正していくといったところでございます。この長時間の中で多くのことをお伝えをしておくことが必要であるだけに、非常に前後し、ページ数も嵩んでおるところではございますが、そういった主のポイントに焦点をおきご審議を頂けれ

ばと存じます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 理解できました。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

最初に、議案第28号 世羅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

従って、議案第28号 世羅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 は、原案のとおり可決されました。

次に 議案第29号 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

従って、議案第 29 号 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に 議案第 30 号 世羅町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 の 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。 本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

従って、議案第 30 号 世羅町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 は、原案のとおり可決されました。

次に 議案第 31 号 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 の 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。 本案については、原案のとおり決定することに

賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

従って、議案第 31 号 世羅町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 は、原案のとおり可決されました。

日程第 34 議案第 32 号 世羅町建設事業分担金の徴収について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 議案 95 ページをお開きください。議案第 32 号 世羅町建設事業分担金の徴収について 世羅町建設事業分担金徴収条例（平成 16 年世羅町条例第 136 号）第 5 条の規定に基づき、令和 3 年度における建設事業について、分担金を徴収する事業及び徴収する分担金の額を別表のとおり定める。令和 3 年 3 月 4 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。令和 3 年度施行の建設事業について、世羅町建設事業分担金徴収条例の定めるところにより、分担金を徴収する事業及び徴収すべき分担金の額を定めたいため、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4 番（矢山 武） (挙手)

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 災害復旧等についてはですね、最初の小規模崩壊地復旧事業、これらも人命にかかわる事業ということでできるだけ負担を軽減すべきだと思うんです。以内ということで基本的には 20%ということになるんじゃないかと思うんですが、これらの復旧のかなり集中豪雨等で行われておると思う

んですが、負担の関係で工事がむずかしいという例があったのか、なかったのか。

それからもう1点は、林道施設災害復旧事業債30%を乗じた額以内ということですが、内容はどのような工事でそれに対して30%の徴収をしている事業は、そうよけいはないのかもしれません、これらについてその状況をお尋ねします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。まず小規模崩壊地復旧事業、農林水産施設災害復旧事業、またこれにかかる農地、農業用施設、それぞれございます。議員おっしゃられますように、できることなら少ないほうが、負担金少ないほうがいいというのは私も理解をしておりますが、あくまでも個人、また複数の方が受益を伴うものでございますので、応分の負担については必要かという風に考えております。その中で小規模崩壊地復旧事業の負担割合が多いために、事業を取りやめた、または参加できなかったのがあるかということでございますが、私が把握している限りでは負担金が高いので事業をやめた、工事をやめたということは把握はしておりません。

それから林道施設災害復旧事業につきましては、今年度もございませませんが、来年度も雨の具合にもよるんですけど、内容についてということですが、工事は林道が壊れた場合の復旧でございますので、その都度必要なものを設計をしていくということになると思います。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 32 号 世羅町建設事業分担金の徴収については 原案のとおり可決されました。

この際、日程第 35 議案第 33 号 令和 3 年度 世羅町一般会計予算 から日程第 42 議案第 40 号 令和 3 年度 世羅町公共下水道事業会計予算 までの「8 件」を一括議題といたします。

お諮りいたします。議案第 33 号 令和 3 年度 世羅町一般会計予算 から議案第 40 号 令和 3 年度 世羅町公共下水道事業会計予算までの「8 件」については、委員会条例第 5 条の規定により「11 名の委員」で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 令和 3 年度 世羅町一般会計予算 から 議案第 40 号 令和 3 年度 世羅町公共下水道事業会計予算までの「8 件」については、「11 名の委員」で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定されました。お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、

1 番 高橋公時議員 2 番 上羽場幸男議員 3 番 上本 剛議員

4 番 矢山 武議員 5 番 向谷伸二議員 7 番 藤井照憲議員

8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員 10 番久保正道議員

11 番 山田睦浩議員

以上、「11 名」を指名したいと思います

これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました「11 名の議員」を予算審査特別委員

会の委員に選任することに決定しました。

なお、本日本会議終了後、この場所において、委員会条例第9条第1項の規定により、予算審査特別委員会を招集しますので、委員長、副委員長の選任をお願いします。

お諮りします。

本定例会において会議録署名議員に指名いたしました 高橋公時議員が体調不良のため途中退席されましたので、ここで会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、追加日程第1 にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがって会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 会議録署名議員の追加指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において2番 上羽場幸男議員を追加指名いたします。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、 3月18日 午前9時00分から、「開会」いたしますので、ご参集願います。

(起立・礼)

-----  
散 会 18時35分